

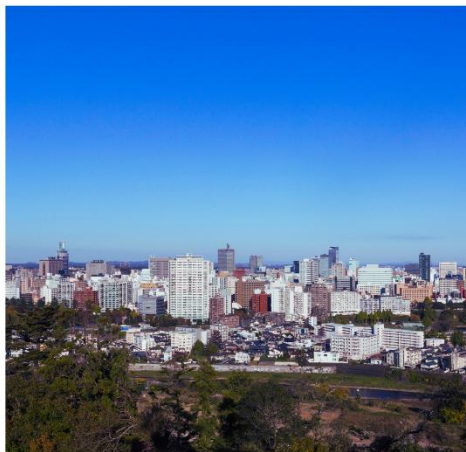
2027年度 国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

2026年6月吉日

中小企業家同友会全国協議会（中同協）

会長 広浜 泰久

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 3F
TEL：03-5829-9335 FAX：03-5829-9336 <https://www.doyu.jp>



目次

はじめに	4
2027年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言		
1. 中小企業憲章を国会決議とし、 憲章の理念と内容を実現し制度化を	7
2. 公平・公正な市場のルールを確立し、中小企業の 価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を	8
3. 経営者保証ありから経営者保証なしへ、 中小企業金融のパラダイムシフトを	11
4. 労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の 拡充を	15
5. 中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の 継続・発展のための公正な税制を	20
6. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視	33
7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を	36
8. 持続可能で循環型経済社会の形成と SDGs・エネルギーシフトの推進を	38
9. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための 支援の抜本的強化	43
10. 東日本大震災等の教訓を生かし、災害対策や 地域振興を推進し、防災・防疫対策を進める	46
11. 起業家を増やし、事業を維持・発展させるために	48
12. 平和で安心安全な経済社会づくりを進め、 信頼される政治や行政を	50
13. その他	51

中小企業家同友会全国協議会（中同協）とは

- 中小企業家同友会全国協議会（略称・中同協）は、47 都道府県にある中小企業家同友会の全国組織です。
- 中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努める経営者の団体です。
- 1957 年 4 月に日本中小企業家同友会（現・東京中小企業家同友会）として東京で創立。全国協議会は 1969 年 11 月に設立されました。
- 会 長：広浜泰久（株式会社ヒロハマ 取締役会長）
- 会員数：約 4 万 8 千名（企業経営者）
- 会員企業規模：平均従業員数約 37 名、平均資本金 1,500 万円

中小企業家同友会の 3 つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会（略称・中同協・1969年設立）および47都道府県の中小企業家同友会は、「よい会社・よい経営者・よい経営環境」という「三つの目的」、「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域と共に歩む中小企業」という同友会理念の実現をめざして活動を続けています。

1973年から国の政策に対する要望・提言を、政府各機関・政党及び国会議員に毎年お伝えし、懇談を積み重ねて参りました。2003年には『中小企業憲章』の制定を提言し、2010年6月に『中小企業憲章』が閣議決定されました。私たちはこの画期的な『中小企業憲章』や『中小企業振興基本条例』の具体化と活用を求めています。中小企業の役割を正当に評価し、中小企業政策を国や地方自治体の政策の柱とすることを期待するものです。

また、2019年6月に「中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン」を数年にわたる論議を経て発表しました。日本の経済社会が持続可能で健全に発展する道を切り開き、豊かな国民生活の実現をめざしていくことを会内外に呼びかけています。時を同じくした2019年6月、国は「7月20日」を「中小企業の日」、7月の1ヵ月間を「中小企業魅力発信月間」として位置づけたことは大変意義があります。

さて、日本はさまざまな構造的問題があり、また世界や地球も深刻な課題を抱えています。「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs・2015年採択）」にある「誰一人取り残さない」こと、そしてすべての前提となる平和で安心安全かつ持続可能な経済・社会・環境は、二度の世界大戦の戦禍から「将来の世代を救う」とした国連憲章や日本国憲法の基本原則・理念である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義とともに、全世界が希求するものです。

中小企業家同友会では、同友会を創立した先人たちの中小企業運動から「中小企業は平和でこそ発展する」という教訓を得て、「中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざす」と掲げています。そのためには「中小企業における労使関係の見解」（労使見解・1975年発表）のもと、経営指針を確立し「労使関係の創造的発展こそ企業成長の原動力」として人を生かす経営の実践が必要と取り組んでいます。

日本経済の構造的・質的な転換が迫られる中、私たちは自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が持続的に発展できる環境をつくるために以下のような経営環境の実現を求め行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

中小企業家の見地から展望する日本経済の7つの発展方向

(1) 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築く

多様な産業や多様な中小企業が存在が、個性豊かな国民生活を保障し、中小企業が元気になり活性化することが、経済の健全な成長をもたらすと確信します。多様な産業や中小企業を守り育成し、発展の源泉になる日本経済を築くことを求めます。

(2) 持続可能な経済社会づくりのための地域分散型・内需主導型の経済をつくる

安定的で強靱な体質の日本経済を築くためには、地域分散型・内需主導型日本経済をめざすことが重要です。地域や中小企業が主役となる日本経済をつくることを求めます。

(3) 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化を促進する

地域内で資金やモノが繰り返し投資され雇用も生み出される地域循環型経済をめざすことが重要です。中小企業の連携力を強化し、地域経済・産業の自立化を図り、地域内循環や多様な地域資源を活用した仕事づくり、創業を促す環境をつくる支援を求めます。

(4) エネルギーシフトで持続可能な経済社会を推進する

「エネルギーシフト」は持続可能な社会づくり、環境保全型の社会づくりの要となります。地域のエネルギー自給率を高め、地域循環型の経済社会づくりや自立的な地域づくりを進めるための支援を求めます。

(5) 誰もが人間らしく学び、働き、生きることができる働く環境づくりを推進する

企業規模や性別、地域、雇用形態、国籍、年齢、障害の有無などによる不合理な格差のない働く環境づくりの推進を求めます。「人間らしく学び、働き、生きる場」としての中小企業を支援し、若者が学校から企業へ就職する仕組みの改善を求めます。

(6) 大企業の地域経済や中小企業に対する社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築く

日本経済の発展を図るために、大企業における地域経済や中小企業の発展に対する協力・貢献するという社会的役割・責任が十分に発揮されるよう、明確に位置づけることを求めます。取引や競争などで公平で適正な条件・ルールが整備されることを求めます。

(7) 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりを進める

世界の人々に歓迎される製品のクオリティとデザイン、ブランド力の獲得をめざしましょう。さまざまなネットワークを柔軟に築き、経営資源を有効活用して新しい仕事づくり・産業づくりを進めることを求めます。

中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力・提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- (1) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- (2) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型中小企業づくり（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）をめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- (3) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- (4) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エネルギーシフトによる仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- (5) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

1. 中小企業憲章を国会決議とし、 憲章の理念と内容を実現し制度化を

【重点要望】

1. 中小企業憲章の理念を国民の総意とするための国会決議。
 2. 中小企業を軸とした経済政策のため、省庁横断的機能を発揮する会議体の設置。
 3. 専任の中小企業担当大臣の設置。
 4. 独立性や権限を強化し、中小企業振興政策と地域振興政策などを総合的に進めるための中小企業庁の中小企業省への昇格。
 5. 中小企業基本法など中小企業に関わる法制度について、中小企業憲章の理念に基づき検証・見直しを行うことについての検討。
 6. 「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」の盛り上げと周知。
- 【要望先：経済産業省・中小企業庁・内閣府】

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章の理念を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望します。

- ① 中小企業憲章の理念を国民の総意とするための国会決議。
- ② 中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、中小企業のメンバーを多く入れた省庁横断的機能を発揮する会議体の設置。
- ③ 専任の中小企業担当大臣の設置。
- ④ 独立性や権限を強化し、中小企業振興政策と地域振興政策などを総合的に進めるための中小企業庁の中小企業省への昇格。
- ⑤ 中小企業基本法など中小企業に関わる法制度について、中小企業憲章の理念に基づき検証・見直しを行うことについての検討。

(2) 中小企業重視計画と実現事項の検証を行うこと。

- ① 『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目を設けること。
- ② 「中小企業施策利用ガイドブック」に中小企業憲章を掲載すること。
- ③ 中小企業憲章の理念と施策の関係を示し、理解を深めることにつなげること。

(3) 政府は、中小企業憲章の周知・広報のキャンペーンを展開すること。そのためにも「中小企業の日」や「中小企業魅力発信月間」を盛り上げ、周知すること。取り組みを推進する自治体や中小企業団体などを支援すること。

(4) 中小企業憲章に基づく中小企業施策を行うこと。

2. 公平・公正な市場のルールを確立し、 中小企業の価格転嫁が進むよう健全な 競争環境の醸成を

【重点要望】

1. 公平・公正な取引環境の実現をめざす政策を推進すること。
2. 「価格交渉促進月間」を通年の取り組みにするなど価格転嫁交渉が進むような政策を推進すること。
3. 原材料のみならず、特に労務費や賃金の価格転嫁が進むような政策を推進すること。
4. 立場の弱い企業にしわ寄せされないよう、中小企業の取引環境を改善・改革する政策を推進すること。
5. 「パートナーシップ構築宣言」を「宣言」にとどまらせないような取り組みを実施すること。
6. 調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から、中小企業に配慮した取引条件の確立を図ること。
7. 独占禁止法を厳格に運用すること。特に大手企業のカルテルは一層防止すること。
8. 中小受託取引適正化法(取適法)において、逸脱した企業、悪質な企業へ罰則強化を盛り込むこと。
9. キャッシュレス決済の手数料は、EUでは0.2%から1%程度であり、世界的に見ても日本の2%~3.5%は高い手数料となっているため、手数料の上限規制や中小企業支援策を検討すること。《新規》

【要望先：経済産業省・中小企業庁・公正取引委員会・内閣府】

(1) 公平、公正な市場ルールの確立、価格転嫁が進むような健全な競争環境の実現

- ①下請法が改正され中小受託取引適正化法(取適法)が施行されたが、実効性をより高めるために逸脱した企業、悪質な企業への罰則強化を盛り込むこと。立場の弱い企業にしわ寄せがないよう中小企業の取引環境を改革し、逸脱した企業への罰則を強化し、公平・公正な取引環境の実現をめざす政策を推進すること。大手企業の中小企業への支払いは、現金化までの期間や手数料等による代金減額等の不利益が生じないよう、1カ月以内の現金・振り込みを指導・徹底することが望まれます。取適法の厳格な順守を促し、勧告に至らない事案であっても改善を強く求める指導等を徹底し、相談窓口の機能強化を図ること。
- ②価格転嫁交渉が進むよう「価格交渉促進月間」の取り組みを通年のものとして推進すること。大手企業をはじめ中堅・中小企業も含めて社会全体で価格転嫁が促進されるような機運の醸成を図ること。原材料のみならず、特に労務費や賃金の価格転嫁が進むような政策を一層推進すること。

- ③「パートナーシップ構築宣言」を「宣言」しているにもかかわらず、価格引き下げ要請を行っている企業も見受けられます。「宣言」だけにとどまらず、調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から中小企業に配慮した取引条件の確立を図ること。また「宣言」は「発注者」側の立場からのみ行っていますが、受注者側も含めた双方向の取り組みとして、中小企業同士での価格転嫁についても促進すること。
 - ④独占禁止法・取適法に基づくガイドラインの周知徹底と厳格な運用を進めること。優越的地位の濫用事例の形態として「労務提供」や「押し付け販売」などが現場で横行しています。
 - ⑤インボイス発行事業者に登録していないことを理由にした取引停止が発生しないよう防止措置をしっかりと講じること。
 - ⑥官公庁の入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改め、中小企業の入札格付の幅を広げること。
- ※「7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を」の「(3) 官公庁の一般競争入札基準を見直し、中小企業の入札格付の幅を広げること」参照。
- ⑦公共事業の受注企業からは、「公共事業は予算が決まっているため物価や賃金の上昇などに応じた価格転嫁に応じてもらえないことが少なくない」との声が聞かれます。公共事業でも価格転嫁が進むよう周知徹底を図ること。
 - ⑧経営者保証ガイドラインや経営者保証改革プログラムなどの活用について金融機関の担当者レベルで異なっていたり、金融機関と信用保証協会での対応が異なっていたりするケースも見受けられます。ガイドライン等に従って差異なく対応が行われるよう一層徹底をはかること。《新規》

(2) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを徹底すべく一層厳正・迅速な政策的対応を進めること

- ①独占禁止法の「厳格な」運用と遵守を進め、カルテルの原則禁止を徹底すること。特に大手企業のカルテルは一層防止し、公正な価格設定を促進すること。ドイツの競争制限禁止法やアメリカの「反トラスト法」など諸外国の事例も参考に、新たな法律の検討なども含め優越的地位の濫用規制を強化すること。
- ②公正取引委員会の機能強化を図り、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施すること。
- ③公正取引委員会の権限と指導の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進めること。

(3) 公正取引の視点から取引条件の確立を図り、取適法の適正な運用と罰則規定も検討すること。

- ①海外展開や価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止・大幅削減・取消、買ったたき、取引条件変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査すること。
- ②不公正取引発生に対する適正化措置として、企業名などのデータの公表を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。
- ③公正取引委員会は、独占禁止法や取適法などの法律に沿って中小受託取引の実態を調査・監視し、強力に指導監督して健全な取引環境づくりに努めること。
- ④現行の「取引かけこみ寺」では相談者や相談内容の秘匿を徹底すること。相談者に配慮した匿名で告発できるシステムを導入すること。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があるため、行政の巡回調査による実態把握や取適法の啓発などを実施すること。
- ⑤独占禁止法の「優越的地位の濫用」による「中小受託事業者いじめ」規制を発動できるように整備すること。
- ⑥中小受託事業者など当事者自らが声を上げなければ調査が入りづらい現行のシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくること。
- ⑦中小受託事業者は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないため、継続的中小受託取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとること。

⑧大企業の不公正取引により中小企業が損害を受けた場合、その3倍の損害賠償を請求できる制度がアメリカ（クレイトン法）や韓国（懲罰的損害賠償制度）で設けられています。日本でも過度な納期短縮、中小企業のノウハウ・情報の盗用、支払いの遅延などによる損害に対して、同様の「3倍額損害賠償制度」を創設すること。

（４）中小受託取引の適正化、価格転嫁できる環境整備を

- ①取適法の厳守等、中小受託取引適正化と受託中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること。
- ②「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、原材料価格高騰等の正当な事由による納入業者の適正な価格転嫁が可能となる環境整備をすること。
- ③「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」の周知徹底を図り、価格転嫁がスムーズに進むよう指導すること。
- ④「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った取り組みが進むよう、関係団体なども通じて周知徹底を図ること。

（５）取適法では、支払手段としての手形払いの禁止、60日以内の支払い期日などが定められました。これらの周知徹底と厳格な運用を進めること。また、手形廃止に伴う中小企業の資金繰り悪化に備えたセーフティーネットを整備すること。《新規》

（６）中小企業のキャッシュレス化の支援を

中小企業がキャッシュレス化に取り組もうとする際、大企業と比べてクレジットカードや電子マネー、QRコード決済などのデジタル決済の手数料が割高であることや、インターチェンジ・フィーの負担が導入の障害になっています。キャッシュレス決済の普及が進む一方、中小企業においては加盟店手数料負担が重く、利益を圧迫する要因となっています。諸外国では、EUにおけるインターチェンジ・フィー規制や、韓国における中小加盟店向け優遇料率制度など、事業者負担軽減策が講じられています。日本においても、中小企業の実態を踏まえ、加盟店手数料の適正化や上限規制、中小企業支援策を検討すること。《新規》

（７）経済連携協定締結にあたっては国内の地域経済や中小企業への影響配慮を

諸外国との経済連携協定や2国間協定等を締結する際には、中小企業に及ぼす影響について十分に配慮すること（例えば国や自治体の中小企業への発注拡大に影響の出ないようにすること）。

ISD条項のように「地元優先発注」を謳った中小企業振興基本条例や公契約条例を制定した自治体が、相手方企業によって国際法廷に訴えられる可能性が否定できない条項は、合意しないこと。

3. 経営者保証ありから経営者保証なしへ、 中小企業金融のパラダイムシフトを

【重点要望】

1. 「経営者保証改革プログラム」の浸透・定着に向けた取り組みを一層推進すること。
2. 金融機関が取引企業への経営支援強化に向けた対応を促進すること。
3. 民間金融機関の伴走支援「専用当座貸越」の取り組みを強化すること。
4. 金利上昇傾向を踏まえ、金利の補助や低金利の融資制度などの支援施策を強化すること。《新規》
5. 金融機関と中小企業の信頼関係構築の一環として、金融機関が金融仲介機能のベンチマーク等の積極的な公開を促進すること。

【要望先：経済産業省・中小企業庁・金融庁】

(1) 経営者保証を徴求しない金融制度の確立を

2023年4月に行われた監督指針の改正（経営者保証の制限）については、当会が長年要望してきた方向のものであり、賛同するものです。経営者保証に依存しない融資制度の確立に向けて一層各種施策を推進することを要望します。

- ①「経営者保証改革プログラム」の浸透・定着に向けた取り組みを一層推進すること。経営者保証を求めない地銀が増えており、融資慣行見直しを進めていますが、一層広がるような取り組みを求めます。既存融資についても経営者保証の解除を一層促進すること。事業承継において二重徴求の原則禁止を徹底し、既存融資の二重徴求の解消を指導すること。
- ②経営者保証が避けられない事業者に対しては、経営者保証に依存しない融資の3要件である、1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離、2) 財務基盤の強化、3) 適時適切な情報開示—に向けて、どのように事業の磨き上げに取り組んでいけば良いか、その理由・道筋などを説明し、中小企業経営者に働きかけていく「伴走支援型」の「育てる金融」をより強力で推進すること。説明義務を果たしていない事例もあり、特に小規模事業者に対する支援を強めること。
- ③金融庁の「金融仲介機能のベンチマーク」について、現在は金融機関から金融庁への報告は必要ないとされていますが、金融機関と利用者の信頼関係構築などの点で同ベンチマークの活用は有効であると考えます。金融機関や中小企業など関係者の意見も聞きながら、あらためてその活用を進めること。メガバンク等大手銀行についても、その社会的役割と影響力の大きさに相応する中小企業や地域経済に対する貢献を促進するための指標を検討すること。
- ④金融機関の事業性評価力を徹底的に高め、企業の経営指針や経営計画、経営者や社員の力量を正しく評価する力、いわゆる目利き力をつけるような教育・指導を徹底すること。金融仲介機能のベンチマークや金融機関の活動を評価・公開するアセスメントの項目にそれらを盛り込むこと。

- ⑤金融機関の活動を評価・公開するアセスメント制度の継続性を担保するため、金融仲介機能のベンチマークの法制化について検討すること。
- ⑥事業再生 ADR（裁判外紛争解決手続）の枠組みを広げ、事業再生だけでなく、広く中小企業及び金融機関の相談・苦情・調停に応じ、紛争解決の円滑化を図ること。
- ⑦企業価値担保権制度について、中小企業への内容の周知、中小企業の立場に立った運用（評価基準の明確化とその透明性、公平な運用など）を進めること。
- ⑧経営者保証ガイドラインや経営者保証改革プログラムなどの活用について金融機関の担当者レベルで異なっていたり、金融機関と信用保証協会での対応が異なるケースも見受けられます。ガイドライン等に従って差異なく対応が行われるよう一層徹底を図ること。《新規》

（２）地域金融機関の疲弊を防ぎ、地域経済の維持発展を支える役割の強化を

地域金融機関の疲弊を防ぎ、中小企業や地域経済の維持・発展を支える役割を強化し、役割を果たせるような環境を整えることが重要です。同時に、中小企業への利子補給などの施策整備を行い、金融機関が金融仲介機能強化を発揮した各種経営支援のサービスの内容と質で競争する環境に軌道修正し、競って中小企業の諸課題の解決に寄り添う機能が発揮されることを強く期待します。

やむを得ぬ地域金融機関再編の際には、利用者の利便性を第一義に考慮すること。

（３）「専用当座貸越（伴走支援型融資）」の取り組みの強化

現在、金融機関が実施している「当座貸越」は、期限や上限などについて金融機関がその裁量権を持っており、不安定さがあります。「当座貸越」は借り手と貸し手の対話型であることが求められます。政府は金融機関に対し、中小企業が適切かつ適時な情報開示（仕入れ明細の提出、振込指定等）を行うことを前提に、中小企業が柔軟な資金繰りで柔軟に対応できるよう、3～5年程度の一定期間の枠が保障される「専用当座貸越（伴走支援型融資）」の取り組み強化を金融機関に指導すること。また金融機関が「専用当座貸越（伴走支援型融資）」制度の周知徹底を行うよう促すこと。

（４）信用補完制度のあるべき姿（ビジョン）の明確化とそれにふさわしい役割の強化

中小企業や小規模企業を取り巻く金融環境は、ベンチマーク（経済産業省の「ローカルベンチマーク」と金融庁の「金融仲介機能のベンチマーク」）の導入により大きく変化しつつあります。信用補完制度は、これまで中小企業金融に大きな役割を果たしており、今日でもその役割は大きいものがあります。

- ①地域経済の活性化に果たす保証協会の役割の大きさに鑑み、経営者から保証協会への直接保証申込を推進すること。その機能に対応できるよう人的体制を強化すること。
- ②中小企業憲章や中小企業振興基本条例、中小企業政策全般と関連づけながら、保証協会と金融機関の連携に中小企業団体を積極的に関与させ、例えば融資後における経営支援や再生支援を行う等、信用補完制度の望ましいあり方（ビジョン）を議論する場を設けること。
- ③信用保証協会の基本理念に基づいて、保証料率の引き下げや保証料前払いの改定、経営者保証ガイドラインの遵守など、中小企業ニーズに対応した伴走型支援を強化すること。
 - 1）保証審査の際には、財務情報など定量的なものだけでなく、経営者の姿勢や経営理念、ビジョン、労使関係、社風、金融機関との関係性など定性的情報を十分に顧慮すること。
 - 2）金融機関と信用情報の一元化と当該企業の経営者への情報開示を行うこと。保証審査の結果について、当該企業に内容を説明すること。政府も情報開示のガイドラインを作成するなど、その取り組みを推進すること。

- ④問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げたりするなど優遇措置を取ること。
- ⑤返済履歴に「瑕疵」がある場合、新規融資や信用補完制度の利用に不利にならないように10年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消すること。
- ⑥中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えていますが、信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても地域や中小企業、小規模企業とともに生きる地方銀行や第二地方銀行、信用金庫、信用組合等に限ること。
- ⑦環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コベナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入すること。
 - 1) 民間金融機関が環境コベナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援すること。
 - 2) 「環境配慮型私募債」の発行への支援を検討すること。
 - 3) 地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討すること。
- ⑧各信用保証協会については各地方公共団体が監督事務を実施すると定められています。
 - 1) 利用者と保証協会との間にトラブルが発生した場合、利用者が各地方公共団体に相談・苦情を寄せることができるよう窓口を設置すること。
 - 2) 保証審査結果や保証料率について利用申込者に対して丁寧に説明すること。
- ⑨信用保証協会が金融機関に対し代位弁済したものについて中小企業に返済を求める「回収業務」のコストが保証協会にとっても負担となっています。
 - 1) 一定期間を経過したものについては債権を放棄する仕組みを検討すること。
 - 2) 信用保証協会が代位弁済している場合、その企業は完済しない限り市中の金融機関から一切の融資が受けられません。法的な整理などを理由とした求償権は消滅している場合など一定の条件を設けて、再チャレンジしやすいよう融資を受けることが可能となるようにすること。
- ⑩「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」を一層の活用に結びつけ、中小企業の経営改善に資する取り組みとするよう広報すること。
- ⑪信用保証制度において経営者保証不要な新たなメニューを中小企業の要望なども踏まえながら拡充を図ること。上乗せ利率の縮減を進めること。

（5）中小企業の課題解決に向けた伴走支援型融資の体制を

銀行法はその目的を「国民経済の健全な発展に資すること」としていますが、そのことは金融仲介機能の健全な発揮によって担保されます。金融機関、特に地域金融機関に対しては、中小企業との「共通価値の創造」を一層深化させ、中小企業の課題解決などの責務を果たし、金融機関による継続的な伴走支援を促す融資（事業の理解に基づく融資と本業支援）への取り組みを引き続き強化するよう強く促すこと。特に現場職員の理解促進を進めること。小規模事業者に対する伴走支援型融資の促進を図ること。

(6) 「共通価値の創造」の支柱として“中小企業と金融機関のための基準”の策定を

多くの中小企業は、少子高齢化や人手不足等の非常に厳しい状況の中でも、営業キャッシュフローを改善させるべく果敢に挑戦し事業リスクをとっています。中小企業経営者が金融機関に期待することは、しっかりと寄り添う伴走支援型融資による営業キャッシュフローの改善への支援であり、この支援により中小企業と金融機関との間に「共通価値の創造」ができると考えます。

しかし「共通価値の創造」の構築が進まない根本に「中小企業経営者と金融機関の信頼関係」が十分構築されていない問題があります。経営計画書をもとに融資相談を行った際には、借り手である企業側の評価や区分に関する情報をきちんと伝えるなど納得感が重要です。借り手である事業者の評価や希望通りの融資結果に至らなかった理由などを、金融機関は適切かつ真摯に示し、借り手側の納得感と事業改善の機会とすることが重要です。対話を図ることにより、中小企業経営者と金融機関が平時からの信頼関係を構築し、「共通価値の創造」である地域経済、さらには日本経済の持続的成長に結実していくことが期待できます。

- ①「信頼関係の構築」のために中小企業経営者は中小会計要領、書面添付制度やローカルベンチマークなどの活用により財務情報の信頼性確保と非財務情報の「見える化」「見せる化」をすること。
- ②金融機関も金融仲介機能のベンチマーク等を積極的かつ具体的に開示すること。
- ③中小企業経営者と金融機関が平時からの信頼関係を構築していくためのインフラとして、対話を通じた情報開示を軸とした中小企業と金融機関の信頼関係構築のための基準を策定すること。
- ④金融機関の持っている企業の評価内容が経営者に伝えられていないとの声があるので、金融機関に改善するよう促すこと。
- ⑤地域課題の解決に向けて金融機関や中小企業、関係機関などが連携を強めていけるよう金融機関のもつ地域情報や地域課題などの積極的な発信を促進すること。

(7) 新型コロナウイルスに伴うゼロゼロ融資の返済について《新規》

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うゼロゼロ融資の返済が本格化する中、資金繰りに苦しむ中小企業が急増しています。また、社会保険料納付の猶予を受けているため追加融資を受けられない企業はその猶予の終了に伴い資産を差し押さえられるケースも増加しつつあります。このような状況下において、単なる延命措置ではなく、真に経営再建に取り組む中小企業に対する、次のような支援が急務と考えます。

- ①自社の経営再建計画を策定し、具体的に実行している企業に対し、ゼロゼロ融資の借り換え支援や、返済条件変更を柔軟に認める制度を整備すること。
- ②再生意欲を有する企業が社会保険料納付を継続できるよう、借り換え融資等を通じて納付履行を後押しする枠組みを検討すること。

4. 労働環境改善と多様な人材が活躍する 就労環境の拡充を

【重点要望】

1. 中小企業の労働環境改善の自主的な取り組み(制度見直し、IT化、福利厚生等)を支援すること。
2. 中小企業の公正な経営環境づくりに政府全体で取り組むこと。
3. 働き方改革推進にあたっては中小企業憲章の立場で政策を検討すること。
4. 最低賃金の引き上げは、早い段階で広く中小企業の意見を聞くこと。早急な最低賃金の引き上げの実施は中小企業経営に悪影響を及ぼすため、以下を要望します。
 - ①社会保険料の助成や減免。
 - ②取引関係の一層の適正化を進める政策の推進。
 - ③業務改善など付加価値向上への支援等の施策の推進。
 - ④最低賃金の地域間格差の是正に向けての段階的な対応。
5. 賃上げを促進するため、賃上げ分については一定期間(少なくとも1年間)、社会保険料の算定から除外する仕組みを検討すること。賃上げが直ちに保険料負担増につながる現行制度では、労使双方にとって賃上げのメリットを感じにくい。算定猶予を設け、賃上げの効果を実感しやすくし、働き控えの解消と中小企業の持続的な賃上げにつなげる制度を求めます。
6. 「収入の壁」の問題に取り組み、収入の壁を引き上げること。最賃上昇に伴う就業調整問題は、より一層の人手不足につながっています。以下の政策の推進を要望します。
 - ①働いた分は収入が上がり、収入が上がると手取り収入が増える制度設計を求めます。
 - ②年収130万円を超えたパート労働者等は、社会保険加入が必要となり手取り収入が激減する「収入の崖」とも言える状態となるため、賃金が上がった後も労働時間を抑制します。こうした「収入の壁」を超えた「収入の崖」のような実態について、政府はあらゆる政策を検討すること。
 - ③130万円の壁は、上限を所得水準の伸びに応じて改定していることを踏まえ、収入上限を256万円程度に上げること。少なくとも所得税の壁の178万円に合わせるべきです。

- ④106 万円の壁の撤廃には反対します。週 20 時間の壁が温存され就業調整が深刻化します。
- ⑤住民税や所得税による配偶者の年収の壁も世帯収入増加の方向で見直すこと。
- ⑥イギリスで実施されている一定年収を超えた部分だけに保険料を徴収する仕組みの導入を検討すること。所得税と同じような「基礎控除」を社会保険料にも導入すべきです。《新規》
- ⑦転職エージェントの求職者側への強引で悪質な勧誘等のトラブルが出てきているとともに、違約金が発生しない時期になると同じ求職者を勧誘するなど企業側にとって業務妨害と受け止められるような問題もある。政府は転職に関わるトラブル防止のためのルールやガイドラインを策定すること。

【要望先：経済産業省・中小企業庁・厚生労働省】

(1) 日本の雇用を支える中小企業の労働環境改善に支援を

中小企業は日本の雇用の 7 割を支えています。したがって、中小企業の労働環境改善が進展することは、大多数の国民の生活の向上、そして地域や日本経済の持続的で安定的な発展の前提条件です。中小企業が労働環境の改善に取り組むことを支援するとともに、正当な経営努力が報われる公正な経営環境づくりに向けて政府全体で取り組むことを強く要望します。

(2) 最低賃金引き上げについて

最低賃金の引き上げは、国民の消費購買力の向上、地域経済の活性化などの観点からも重要な課題であるといえます。一方、中小企業が自律的に賃上げを行うことができる環境整備なしに、最低賃金引き上げを急激に進めることは、中小企業経営に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

①最低賃金引き上げに際しては、下記の政策を同時並行で行うことを求めます。

- 1) 社会保険料の助成や減免。
- 2) 取引関係の一層の適正化。
- 3) 業務改善など付加価値向上への支援。
- 4) 最低賃金の地域間格差の是正に向けての段階的な対応。

②労働者にとっても、住民税・所得税・社会保険・配偶者特別控除等の収入の壁があり、最低賃金が上昇しても、労働時間を減らし、総収入を増やさないよう労働時間を抑制する状況も生まれています。企業にとっても年末に近づくとパート労働者等非正規労働者が休み、繁忙期となる年末の業務への影響が出ています。最低賃金の引き上げには総合的な制度の見直しを求めます。

(3) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

①政府は、パート労働者への厚生年金の適用拡大について、2016 年 10 月に「従業員 501 人以上」から 2022 年 10 月に「101 人以上」とされ、2024 年 10 月に「51 人以上」に引き下げられました。さらに企業規模要件をなくし、週 20 時間のみとすると閣議決定しました。106 万円の壁の撤廃には反対です。これは中小企業にとって事業主負担の増大をもたらし、大きな負担となります。3 号被保険者制度が 1985 年に創設された際に、厚生年金保険

- 料が引き上げられた経緯を踏まえ、中小企業への保険料率の見直し、事業主負担の軽減などその他の支援施策も含めて慎重に検討すること。週 20 時間という労働時間を抑える壁が温存され、就業調整が深刻化します。
- ②新規雇用や給与引き上げなどを実施した場合における社会保険料負担の助成や減免制度を創設し、社会保険の事業所負担・個人負担の一部免除等も検討すること。収入の壁の問題について、個人負担の増加した分の給付や社会保険料の減免などを実施し、手取り収入増加の方向で実施すること。例えば、賃上げを促進するため、賃上げ分については一定期間（少なくとも 1 年間）、社会保険料の算定から除外する仕組みを検討すべきです。賃上げが直ちに保険料負担増につながる現行制度では、労使双方にとって賃上げのメリットを感じにくいいため、算定猶予を設けることで、賃上げの効果を実感しやすくし、働き控えの解消と中小企業の持続的な賃上げにつながる制度を求めます。
- ③「国民年金第 3 号被保険者」の「社会保険料の壁」が指摘されています。年収が 130 万円を超えると配偶者の扶養家族から除外され、社会保険に加入しなければならなくなり、負担が増大します。このことを避けるために、就労時間抑制の動きが出てくることは容易に予測されます。国民年金第 3 号被保険者から、社会保険への加入が必要となった者について「激変緩和措置」を講じるよう検討すべきです。
- ④イギリスでは、一定の年収を超えた時点で料率（12%）の保険料を徴収する仕組みをとっており、収入の全額ではなく超過した部分のみにかかるため、収入は急に減ることはなく、手取りの伸びは緩やかになり労働時間抑制が発生しにくくなっています。こういった制度などを参考にし、基礎控除を社会保険料に導入すべきです。
- ⑤中小企業退職金共済は、運用方法を見直して予定利回りを引き上げるなど退職金額の拡充を図り、加入者の期待に応えられる内容に改めること。
- ⑥賃上げによる個人消費の増大を通じた日本経済の本格的回復が期待される一方、社会保険料の負担増大は中小企業経営を直撃します。協会けんぽへの国庫補助率を健康保険法の本則上限の 20%まで可及的速やかに引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。
- ⑦政府は副業・兼業の環境整備を進める方針ですが、長時間労働の助長や労働災害の問題などを懸念する声も多くあります。副業・兼業をしてやっと生活ができる状況という収入が不安定なギグワーカーが存在しており、収入の低水準と生活の質の低下もみられ、貧困率の上昇にも繋がることへの懸念など問題点もあります。副業・兼業の推進に際しては、広く国民の意見を聞きながら慎重に検討すること。
- ⑧年金をはじめとする社会保障制度の拡充は、個人消費の拡大や内需回復の牽引力にもなり得ます。老後の不安なく、誰もが安心して働き続けることができるよう年金制度の再構築を行うこと。
- 1) 基礎的年金については、社会保険料を引き上げることなく、国庫負担率の引き上げなどで、年金水準の拡充を図ること。
 - 2) 年金制度の抜本的見直しにあたっては、今までの運用実績に関する情報をすべて公開し、現在の制度上の問題点を国民に具体的に説明すること。
 - 3) 年金、医療、介護保険など社会保障制度全体の再構築プランを早急にとりまとめ、国民の将来に対する不安を解消すること。
- ⑨中小企業の労働時間短縮は、企業努力のみならず取引先や業界の協力、取引慣行の転換等が必要です。そのため現行の「職場意識改善助成金」等の制度に加えて以下を要望します。
- 1) 省力化投資等に積極的な支援策を中小企業が利活用しやすいものとする。
 - 2) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行うこと。
 - 3) 労働時間短縮のために中小受託取引適正化施策の一層の強化を図ること。
- ⑩労災保険の民間開放への動きがありますが、労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度です。そこで、この制度変更の検討にあたっては、労働者の約 7 割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていくこと。また、希望

するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行うこと。

- ①健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費、在宅手当を除外すること。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであるため、一定額以上は保険料率に加算しないようにすること。
- ②雇用保険の被保険者資格を経営者の家族へも適用すること。一般には、経営者とその家族は雇用保険に加入できない状況です。しかし、家族は、「同居の親族」雇用実態証明書を提出し、家族の労働者性を証明でき、雇用保険を経営者の家族へも適用することができる場合があるため、これを拡充すること。

(4) 働き方改革は中小企業への影響を考慮し総合的に進めること

- ①政府が推進する「働き方改革」は、他の先進国と比較して長時間となっている労働時間の短縮や雇用形態（正規・非正規）による賃金格差の是正を促す意味においては望ましいものであるといえます。しかしながら、最低賃金が引き上げられている局面において、条件面の改革が中心となっており、本来の勤労観の醸成、労働者の労働意欲や能力開発など労働の質に対する議論が伴っていないことを懸念します。
 - 1) 働き方改革に際しては「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に」進めることを謳った『中小企業憲章』の立場で政策を検討すること。
 - 2) 中小企業の労働環境改善の障害となるような不公正な取引環境などを是正していくこと。
- ②「同一労働同一賃金」については、企業内での正規社員と非正規社員の問題のみを対象としています。しかし本来は、企業規模間格差、男女間格差、地域間格差なども含め、あらゆる不合理な賃金格差を解消する社会のあり方が検討されるべきであり、そのために中小企業関係者も含め広く国民的論議を進めること。
- ③労働分野の規制緩和や雇用改革による、非正規化、雇用の細切れ化など雇用の不安定化の進行、いわゆる「ブラック企業」による労働条件の切り下げスパイラル化などの懸念もあるため、安易な規制緩和は行わないこと。

(5) 育児・介護休業制度と保育所、病児保育や病後児保育の拡充等による女性の社会進出支援を

- ①待機児童や介護離職の問題は依然として深刻であり、保育所整備など早急な子育て支援や介護離職を解消する対策を進めること。
- ②男女ともに育児・介護休暇を取得しやすい社会認識を醸成し、実効性を高めること。
- ③育児・介護休暇の取得を進める中小企業の支援を一層拡充すること。
- ④保育・介護施設で働く人の処遇改善を進めること。
- ⑤女性の社会進出を推進するために、1) 働き方の見直しや意識改革の推進、2) ワーク・ライフ・バランスの推進、3) 男性の家事や育児・介護への参画推進などに積極的に取り組む中小企業への支援を強めること。
- ⑥病児保育や病後児保育への支援を大幅に拡充し、受け入れる施設を増やすこと。

(6) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備を

- ①高齢者の多様な就労ニーズに応えるため、公的機関がまず率先して自組織の雇用環境整備を図ること。リタイアした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討すること。
- ②高齢者の日常生活を支援するために、住宅・設備の修理や改修、掃除などを安価に利用できる仕組みを、行政と中小企業との連携も視野に入れて構築すること。

(7) 障害者の就労環境整備と雇用促進を

中小企業憲章では「女性、高齢者や障害者を含む働く人々にとって質の高い職場環境を目指す」と明記しています。就労意欲のある障害者の雇用促進に取り組んできた中小企業の役割を重視するとともに、共生社会の実現に向け、以下を提言・要望します。

①障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者雇用の実状が正確に捉えられるように、法定雇用率での雇用を求められない従業員規模の中小企業における障害者雇用の状況について毎年調査し、発表すること。

②障害者の自立支援のための総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するために、地域における中小企業（団体含む）が福祉分野や行政、障害者団体、医療など幅広く連携し、工賃倍増支援と一般就労が一体となって取り組める自立支援のネットワークの確立と運用をすること。

③中小企業における障害者雇用促進のための支援策拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

企業として合理的配慮の提供における設備投資等に支援策を検討すること。短期間の職場実習の利用を考え、中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策を立てること。法定雇用率での雇用を求められない従業員規模の中小企業にも対象を広げるなど支援策を拡充すること。

助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とすること。また、ハローワークを通したものではない地域での障害者雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とすること。

④就労・就職時の身元保証人

就労・就職時の身元保証人を求められることに対して、家族や親族に保証人がいないことを理由に、就職の内定を辞退するケースも存在します。形式的なもので継続されている場合も多くあり、社会参加を阻害する面も否めません。就職時の身元保証のあり方・考え方について、政府で検討し、その必要性や有無についてガイドラインなどの指針をつくり、周知すること。

(8) 外国人労働者問題の本格的な議論を

国内の外国人労働者数は、日本の人口減少に伴う深刻な人材不足を背景に中長期的には増加傾向が続くことが予想されます。入管法が改正され、新しい在留資格が設けられましたが、未だに一部の外国人技能実習生が劣悪な労働環境のもとで過酷な労働を強いられているなど、現行の外国人技能実習制度の不備が指摘されています。育成就労制度へ移行とありますが、一層の議論が必要です。

①外国人労働者が日本社会で大きな役割を果たしている現状を踏まえ、雇用許可制など他国の事例も参考にしながら、今後のあり方を本格的に論議すること。

②中小企業で働く外国人も多いことから、中小企業の実態を踏まえ中小企業の声聞き新制度の議論をすること。

③外国人労働者の受け入れの目的を明確にし、国の機関による職業紹介制度の構築をすること。

④外国人労働者の受け入れについて、経済・社会保障、国内雇用に対する影響の分析などを明らかにして、広く国民的な議論を行うこと。

⑤日本国籍を有しない外国人労働者が資格を喪失して日本を出国した場合、脱退一時金が支給され、国民年金・厚生年金の月数の上限は現行の36月（3年）から60月（5年）に引き上げられたものの、5年で退職し帰国する事例が多数生じています。この上限を一層引き上げること。また厚生年金は事業所も負担していることから、事業所へも同等の一時金を支給されるべきです。

(9) 転職にかかわるトラブル防止のためのルールやガイドラインを策定すること

転職エージェントの求職者側への強引で悪質な勧誘等のトラブルが出てきているとともに、違約金が発生しない時期になると同じ求職者を他の企業へ勧誘するなど企業側にとって業務妨害と受け止められるような問題が明らかとなっています。国は「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」の着実な履行を確保するよう努めるとともに、さらなるルールやガイドラインの整備と履行確保を進めること。

5. 中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を

【重点要望】

1. 国民生活の中核である中小企業・小規模企業と地域が継続・発展する公正な税制を求めます。
2. 増税や社会保険料率増には反対です。物価上昇局面では減税や社会保険料減免の政策を求めます。
3. 大企業や高額所得者の税制・社会保険料の負担率を是正し、担税能力に応じた負担を求めます。現在、大企業よりも中小企業・小規模企業（18%程度）の方が高い法人税負担率となっています。資本金100億円以上の法人（12.7%程度）、グループ通算税制の大企業（6.6%程度）の法人税負担率を、資本金1～5億円規模の20%程度に高めること。社会的責任に見合う適正な税負担とし、財政の健全化や社会保障の財源とするべきです。
4. 防衛増税には反対です。防衛増税の財源として法人税や所得税、たばこ税などの増税は許容できません。この税制措置について国会で十分議論し、丁寧な議論と民主的な形で進めることを求めます。
5. 世帯収入が上がり、家計負担が軽減できる税制を要望します。
6. 少子化対策は税制・社会保障・医療費・保育費・教育費・奨学金・住居費等あらゆる分野に及ぶため総合的な対策が必要ですが、子育て支援金という名の社会保険料増には反対です。
7. 物価上昇に応じた減税を求めます。諸外国で導入する「物価スライド税制」を要望します。
8. 賃上げ税制の税額控除では黒字法人しかメリットがありません。赤字法人でも賃上げしてメリットが生まれる税制を求めます。
9. 広く分配をするため、基礎控除104万円を収入に関係なく恒久的に適用すること。給与所得控除は物価に連動して見直し、10%程度引き上げ、手取り収入の増加を図ること。《新規》
10. 社会保険料の全体の料率を下げる。標準報酬月額等級の上限額を上げることや政府の財政支援などを財源とすること。
11. 消費課税は低所得者や中小・小規模事業者ほど負担が大きい税制であるという実態があり、消費課税の抜本的な見直しを求めます。特に輸出戻し税は

問題点が指摘されていることを踏まえ、大手輸出企業の還付の見直しを求めます。なお中小企業への影響は避けること。《新規》

12. 消費税は複数税率ではなく、同率による消費税減税を実施すべきです。現在、食料品を0%税率とする議論が行われていますが、消費税は事業者が納税義務者であり、価格転嫁が困難な中小事業者にとっては実質的な負担となっている。とりわけ食料品を0%とした場合、仕入や経費には課税が残るため、仕入税額控除が十分に行えず、事業者の税負担が増加することが強く懸念されます。《新規》
13. 適格請求書等保存方式(インボイス)については、中小・小規模事業者にとっては死活問題です。対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、実際に企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらしています。インボイス廃止が望ましいところですが、現行制度においては下記を要望します。
 - ①小規模事業者の激変緩和措置や仕入控除の段階的な引き下げには反対します。80%を恒久化すること。
 - ②早急に売上高1000万円の免税水準を実質的に維持する制度の構築を強く要望します。
14. 事業承継制度は事業承継者に猶予不適當になった場合のリスクが大きく、10年程度の一定期間の事業継続を条件に猶予ではなく免除制度導入を進めるべきです。また「市場取引がない中小企業の株式」は額面価格での評価を求めます。
15. 事業承継に伴う税については、納税猶予制度に過度に依存するのではなく、事業継続を条件とした特別控除を創設し、相続税は現行基礎控除の3倍程度、非親族承継の場合の非上場株式の贈与税は基礎控除を大幅に引き上げるなど、より安心して事業承継を進められる税制へと見直すべきです。《新規》
16. 中小企業のM&Aは、M&A仲介業者の双方代理という利益相反取引問題、テール条項といわれる契約期間終了後も手数料を取得する契約などの問題も多く、『中小M&Aガイドライン』を周知徹底すること。また最低手数料など仲介料高騰の問題があり、悪質な場合は指導や規制を検討すること。
17. 政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望します。
18. 外形標準課税の中小法人への適用拡大は引き続き反対します。
【要望先：財務省・国税庁・経済産業省・中小企業庁・総務省・デジタル庁・内閣府】

(1) 2025年度税制改正における重点要望

①中小企業・小規模企業、生活者の底上げ・下支えとなる税制改正を強く要望します

令和8年度税制改正大綱は、「強い経済」「世界で輝く日本」を掲げていますが、その情勢認識は依然として楽観的であり、物価高の長期化、実質賃金の伸び悩み、倒産・休業の増加といった現実を十分に踏まえたものとはいえません。

最低賃金の継続的引上げや社会保険料負担の増加、原材料費・エネルギー価格の高止まりは、中小企業・小規模事業者の経営を直撃し、賃上げ余力を奪っています。このような中で、現行の税制改正は、地域経済を支える中小企業や、物価高に苦しむ生活者を下支えする内容とはなっておらず、負担を一層強めるものとなっています。

今こそ、中小企業の負担軽減と賃上げが可能となる環境整備、生活者の可処分所得を増やす減税と社会保障負担の軽減を最優先に位置付けるべきです。

②可処分所得や手取り収入の増加で広く分配をめざす「抜本的」そして「永続的」な施策を

いわゆる「収入の壁」は、依然として就業調整を生み、手取りが減少する「収入の崖」となっています。所得税においては、基礎控除を所得に応じて段階的に縮小する仕組みが継続され、年収665万円を境に税負担が大きく変化する「665万円の壁」が新たに固定化されています。

基礎控除は、憲法25条に基づく最低生活費控除であり、本来は所得に関係なく一律に適用されるべき制度です。しかし現行制度では、昇給や働き方の選択によって可処分所得が増えない、あるいは減少する事態を招いています。基礎控除104万円を収入に関係なく恒久的に適用すること。

社会保険制度においても、「106万円」「130万円」の壁は解消されておらず、名目賃金の上昇が実質的な手取り増につながっていません。可処分所得と手取り収入の増加を確実なものとするため、税と社会保険を一体で見直す、抜本的かつ永続的な施策が必要です。

③「物価スライド税制」の導入を要望します

物価上昇は、それ自体が実質的な増税効果を持ちます。それにもかかわらず、税制は物価上昇に十分対応しておらず、生活者と中小企業の負担感を増幅させています。諸外国で導入されている「物価スライド税制」を参考に、まずは給与所得控除を物価上昇に連動させ一定程度引き上げることで、手取り収入の増加を図るべきです。

④大規模企業の社会的責任に見合う適正な税負担を求めます

法人税制においては、大規模企業ほど実効税負担率が低く、中小企業の方が相対的に高い負担を強いられる構造が是正されていません。内部留保は過去最高水準を更新する一方で、賃上げや国内投資への波及は限定的です。応能負担原則に基づき、大規模企業の税負担の在り方を見直し、中小企業・小規模企業と均衡の取れた負担構造へと是正すべきです。その財源を、減税や社会保障の安定財源として活用することを求めます。

⑤租税特別措置について税制の「公平・中立・簡素」の観点から見直しを

基礎控除の細分化や期限付き措置の乱立により、税制は極めて複雑化しています。税制改革の基本理念である「公平・中立・簡素」は後退しており、納税者の理解と予見可能性を損なっています。租税特別措置については、政策効果と税収減を厳格に検証し、ゼロベースでの見直しを進め、大企業優遇につながる制度からの脱却を強く要望します。

⑥防衛費増による増税には反対します

防衛費増を理由とした法人税・所得税・たばこ税の増税は、逆進性が強く、中間層・低所得層への負担が大きいたことが指摘されています。中小企業・生活者の下支えこそ最優先課題であり、防衛増税は認められるものではありません。新たな税負担を伴う制度設計については、国会での十分な議論と、国民・納税者への丁寧な説明が不可欠です。

⑦中小企業・小規模企業、そして地域が継続・発展する公平・公正な税制を求めます

中小企業・小規模企業は、地域経済と雇用を支える基盤であり、日本経済の主役です。『中小企業憲章』の理念に立ち、事業の成長だけでなく、事業の継続と地域の維持を重視した税制が求められます。基礎控除の一律化、収入の壁の解消、応能負担原則の強化を通じて、中小企業・生活者・地域が持続的に発展できる公平・公正な税制の再構築を強く要望します。

(2) 消費税について

中小企業家同友会は、2019年10月の消費税の標準税率10%への引上げについて凍結を求め、軽減税率とインボイス（適格請求書保存方式）の導入については撤回を要望してきました。消費税は、直間比率の是正による経済の活性化、福祉の充実、「公平・中立・簡素」において理想的な税制であり、国民すべての負担による公平な税制であるといわれてきました。しかしながら、消費税の導入による増税は、「レベニュー・ニュートラル」と評されても仕方のない所得税、法人税の減税の原資とされ、減税による投資の活性化による経済の活力を生み出すといわれました。消費税導入と所得税、法人税の減税が経済効果を生み出さなかったといえます。現在、この消費税は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるもの（消費税法1条2項）とされ、高齢社会の進展等、増加する社会保障の対応には、国民の自己負担額の増加か、一層の消費税の税率の引き上げの圧力を生み出しています。消費税の生活者に対する逆累進的な税金の圧力は、国民消費の足かせとなり、経済低迷の一因になっています。同時に低所得者層・貧困層への負担が増えたことで格差を拡大する要因にもなっています。

消費税は赤字であっても計算され、さらに価格転嫁ができない企業も多くあり、結果的に消費税の滞納となっています。国税庁によれば2024（令和6）年度の消費税新規滞納発生金額（地方消費税を除く）は、5,298億円と新規滞納税額全体の53.4%を占めています。滞納は力の弱い企業へ傾斜的に強まる傾向に加え、軽減税率、さらにはインボイス制度の導入による事務負担も格段に増大しています。この消費税の導入の根拠となった税制改革法はその基本理念として「簡素」を掲げていたはずですが（同法3条）。更には現在の消費税は、導入当初の理想像とは裏腹に、価格転嫁が難しい下請け企業などの力の弱い企業にとって過酷な税制へと変容しているのが実態です。税制における基本原理は能力に応じた負担であり（憲法14条他）、これはその負担税額に留まらず事務負担にも適用されるべきです。

特に輸出戻し税の制度は改めるべきです。輸出する大企業に還付金がある制度は、正当・合法的なものであると意見もありますが、消費税を負担している中小企業や国民にとって、逆に大手輸出企業には膨大な金額が還付される制度となっている現行の消費税制の歪みは納得できるものではありません。大手輸出企業には還付金が発生しない制度とするべきです。なお、中小企業への影響は避けることは言うまでもありません。

消費税は、直間比率の是正を柱にその導入がなされました。しかしながら、直間比率の是正とはいうものの単に間接税の比率が低いという理由だけでは、その是正の根拠とは言えません。あるべき間接税の割合というものはどのようなものなのか、あらためて明確な理由を示した上で、その理由に応じた税率をはじめとする消費税制全体の見直しが必要です。導入からまもなく40年になろうとしている今日、その根拠である直間比率そのものの意義を再確認し、目前の租税回避に向けた改正に留まらず、もう一度この40年を振り返り、わが国の実情に合った形での消費税制の抜本的な再構築を強く要望します。

①現年度の課税売上高による納税義務の有無の判定を

現行の消費税法は、消費税の納税義務の有無を、原則として、基準期間の課税売上高により判定することを求めます。つまり、今年度、消費税を申告納付するか否かの判断は、2年前の売上高で決まることになります。2年前の売上高が免税点以下であれば、仮に今年度いくら業績を伸ばしても消費税の申告納付義務はありません。一方で今年度の売上高が免税点以下に落ち込んでしまっても、2年前の売上高が免税点を超過していれば、今年度は申告納税が求められます。

不安定な世界情勢、円安などの影響を受け、物価上昇、仕入価格・エネルギー価格・人件費の上昇や人材確保が困難などで、価格転嫁もままならず業績が悪化したままの企業が多くあります。さらにはこの傾向は中小企業・小規模事業者に顕著に表れているのが実状です。法人税、所得税において欠損が生じた場合でも、消費税額の計算法にしたがえば納税額が生じ、基準期間の課税売上高による納税義務の判定により、売上高が免税点以下であっても納税額が生じることにもなります。消費税はその計算方法の性格から非常に滞納と結びつきやすい税制です。現行の基準期間の課税売上高方式のままでは、一層の滞納を助長するだけです。消費税は間接税とはいうものの、納税からみれば事業者にとっては直接税といわざるを得ません。**納税義務有無の判断を基準期間ではなく、現年度基準に改めることを一刻も早く実施することを強く要望します。**

②適格請求書等保存方式（インボイス方式）でも免税水準を維持する制度を

消費税制において、2023年10月から仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式が導入されました。この制度の導入により企業・事業者の事務負担が一層増加したとともに、流通の混乱、国民経済の停滞などといった影響が現れてきています。とりわけ、売上が1000万以下の免税事業者となっている中小企業・零細事業者に事業継続のために課税事業者になるかの判断を強いることになり、負担と混乱を生み出しました。2023年度の確定申告ではインボイス登録は1,976千人（内免税業者1,048千人）、2024年度は2,210千人（事業・不動産申告の41.8%）、2023年度消費税申告が1,744千人（内免税事業者875千人）、2024年度1,907千人（前期比9.3%増）が消費税の申告をしました。個人事業者の消費税の申告は2023年に917千件増えて46.5%増、2024年も増加しています。免税事業者自らが課税事業者になることを選択したケースが多数となっていることを示しています。このような現象は、これでは消費税における零細事業者のセーフティーネットとして機能してきた事業者免税点制度を実質機能しないものとしてしまいました。これらの事例からして、適格請求書等保存方式の導入は、免税事業者やフリーランスなどにとっては死活問題であり、また彼らと取引のある事業者にとっても多くの負担や混乱を生み出してしまいました。

現在、この免税事業者に対するインボイス制度については、いわゆる「激変緩和措置」として、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、2026年（令和8年）まで売上税額の2割を納税額とすることなどを挙げています。インボイス制度に対しては、多くの零細事業者・フリーランス等の強い反対運動が続けられています。2026年（令和8年）度与党税調の税制改正大綱では、個人に限り「激変緩和措置」として売上の3割を納税額とする期間を2年間延長し、免税事業者からの仕入れにかかる消費税の計算を削減割合70%、50%、30%と下げながら2年間延長する方向を打ち出しています。

これまでも消費税については事業者の事務負担がいわれてきました。税率が複数となり、さらにインボイス番号を確認して納税額の計算をする。このように煩雑な制度では、期間経過後、零細事業者において適正な申告納税を行うことはできません。そして更なる滞納を呼び起こすことにもなりかねません。

インボイス制度は免税事業者の廃業につながり、これにより日本経済、とりわけ中小企業や地域社会の活力を奪う可能性があります。

- 1) 現行の適格請求書等保存方式（インボイス方式）は、廃止することを強く要望します。
- 2) 小規模事業者の激変緩和措置や仕入控除の段階的な引下げには反対、80%を恒久化すること。
- 3) 売上1000万円以下の免税制度を維持することを要望します。

③物価高対策による消費税の減税は事業者負担を増加させないよう同率での消費税減税を求めます。

2026年1月の総選挙によって、消費税の減税が多くの政党の政策となりました。その実施にあたっては、複数税率ではなく、同率による消費税減税を実施すべきです。

しかしながら、現在、食料品を0%税率とする議論が行われています。消費税は事業者が納税義務者であり、価格転嫁が困難な中小事業者にとっては実質的な負担となっています。とりわけ食料品を0%とした場合、仕入や経費には課税が残るため、仕入税額控除が十分に行えず、事業者の税負担が増加することが強く懸念されます。食料品の消費税減税は、事業者負担を増加させないようその選択の基本的な要望を提示します。

1) 食料品に消費税をかけない政策について

食料品を消費税の課税対象外にする「非課税」にした場合、仕入れにかかる様々な消費税の負担はそのままである一方で、収入に伴う消費税がなくなり、資金的に厳しくなります。結果的に消費税分を価格転嫁せざるを得ず、価格は逆に上がる可能性があります。それを防ぐために、輸出と同じように「0」税率にして、食料品に関連した消費税を還付することを求めます。

2) 減税の実施期間について

現在 2 年間で減税の実施期間として提起されています。実施にあたっての準備期間、また、終了時の復元期間、それぞれに買い控え、まとめ買い、事業者の設備の更新などいくつかの混乱と負担が生まれます。それらを考慮して、実質的な効果の検証・実感などが明確に把握できるような、制度的に安定して運営できる期間の設定を求めます。

3) 飲食業への影響の軽減策について

食料品と同じように、飲食にも消費税をかけない政策を求めます。

4) 減税に伴う財源の調達について

中小企業家同友会は、税の公平な負担を求めています。その原則は、収益の力や、企業規模等の能力に応じた負担を求めています。現行の税制に能力に応じた負担を検討することによる財源の調達を求めます。

(3) 事業承継税—株式の額面評価や猶予ではなく免除の制度の整備を

事業承継税制の最も重要な視点は、事業の継続に打撃を与えるような資金の流出や組織の継続が不可能になるような人的不安定を作らないことです。相続人の努力によらない富の再分配に課税する相続税とは違い、事業承継者が新しい企業経営に挑戦できるよう進めるべきです。

2018 年度（平成 30 年度）からの特例事業承継税制では、都道府県に事前に提出する特例承継計画の申請数が経済産業省の集計では 2022 年度（令和 4 年）まで累計で 14,540 件となっています。平均で 1 年あたり 2,908 件と 3,000 件に及びません。2023 年度に提出期限がせまったことにより 5,531 件と大幅な伸びを示しましたが、以後伸び悩んでいます。2026 年度税制改正で特例承継計画の届出がさらに 1 年 6 か月延長されましたが、申請件数が伸び悩みの傾向もあり、累計で 25,000 件に届かないと想定されます。100 万を超える事業承継の実情からはあまりにも力不足で免除でなく猶予であることが大きな壁になっています。一方、2023 年（令和 5 年）の特例事業承継税制の適用による相続税の猶予は 453 人、402 億 5,500 万円（1 件当たり 8 億 8,800 万円）、贈与税は 800 人、720 億 9,800 万円（1 件当たり 9,012 万円）となっており、あえて管理が厳しい猶予制度を行うのは、猶予が 1 億円前後を超える場合に限られるようです。今後、相続税の免除などの大胆な政策の推進がなければ、申告後の税務署への報告事務の煩雑さなどもあり事業承継税制の活用はひろがらず、事業承継税制の効果は一部に限定されると想定されます。

経済産業省の指摘によれば「2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、約半数の 127 万人が後継者未定」と指摘されており、2019 年度税制改正で、個人事業者の事業承継の枠組みについても、同じ仕組みが整えられましたが、事業継続に重点を置いた一層の仕組みづくりを望むものです。

地域経済の生業を維持し、支え、発展させるために中小企業・小規模企業者の事業継続に対して大胆な発想で行政等が後継人材の発掘、育成の取り組みを行い、税制の視点からだけでなく地域経済の維持、発展の視点から中小企業・小規模企業者の事業承継の法制を整えることが求められます。中小企業庁のアンケートによると、「事業承継者がいる」または「後継候補あり」と答えた 69%の企業のうち 33.4%が親族以外の後継者を想定しています。親族以外の第三者が後継者の場合では株式贈与もしくは相続というのは考えにくく、親族の後継者がいない場合に相続で株が散逸して事業継続に問題が起こる場合が多くあります。そのため、会社法で相続人に株式売渡請求をできるようにしているが買い取りになるケースがほとんどと想定できます。

海外との比較では、アメリカは40%の最高税率ながら基礎控除が約20億円と非常に大きく、実際の課税は全体の1%未満です。イギリスも40%で一律課税ですが、配偶者控除や持ち家優遇により中間層負担を抑える仕組みです。ドイツは7~30%の幅広い税率で、事業承継については条件を満たせば大幅減免が認められ、雇用維持を重視する制度設計です。フランスでは累進税率が55%に達する場合もあり、ヨーロッパでも資産移転への課税が最も重い国の一つです。カナダは相続税はなく、スウェーデンやオーストラリアは相続税を廃止しましたが、資産格差拡大や制度再議論の課題を抱えています。このように相続税は単に税率の問題ではなく、「誰をどの程度課税するか」「事業承継をどう扱うか」「格差是正をどう図るか」という国家観が反映される政策です。日本でも、世代間の公平性と地域経済の持続性を両立させるため、相続税や事業承継税制の在り方を含めた丁寧な議論が不可欠です。

以上のことから、事業承継税制について、以下のとおり要望します。

- ①市場取引がない中小企業の株式は額面価格での事業承継を求めます。
- ②事業承継に伴う税については、納税猶予制度に過度に依存するのではなく、事業継続を条件とした特別控除を創設し、相続税は現行基礎控除の3倍程度(9000万円)、非親族承継の場合の非上場株式の贈与税は特別に控除を大幅に引き上げるなど、より安心して事業承継を進められる税制へと見直すことを求めます。
- ③事業譲渡等、事業承継者にとって猶予不適當になった場合のリスクが大きく、一定の期間継続することを条件に猶予ではなく免除制度の導入を進めるべきです。法人の資産・剰余等による「承継贈与(相続)」については、課税の猶予期間を設け、10年程度の事業継続で免除するような大胆な政策を求めます。
- ④事業承継の立案、実行まで長期の時間を要することを考えれば10年という立法期限という期間限定は撤廃すべきであり、中小企業憲章の理念を考えれば10年程度の期間経過後は納税を免除すべきです。農地の相続税猶予制度には、その土地で20年間農業を継続した場合は免除される制度がありますが、事業承継税制についても同様の制度を検討すべきです。2026年度(令和8年度)税制改正で、特例承継計画の申請時期が2027(令和9年度)まで1年6か月延ばされましたが、立法期限の10年は変わりません。
- ⑤円滑に事業承継を行うには贈与や譲渡においてもこの事業承継税制と同様に適用されることが必要です。もう一段の措置や再検討を強く要望します。相続税・贈与税の一部としてではなく、事業承継税制としての特段の仕組みづくりを要望します。
- ⑥2009年(平成21年)制度創設から2016年(平成28年)3月末時点での経済産業大臣の認定件数は、贈与税626件、相続税894件となっています。2019年(令和元年)から2021年(令和3年)までの猶予件数は相続税が101件、贈与税が48件行われています。すでに認定されている企業にも特例事業承継の改正が適用されるよう要望します。
- ⑦事業承継税制については、株券の担保提供もしくは株式の質権設定が必要ですが、その担保・質権設定額には利子税(利息相当額)が加算され、納付義務が発生します。事業承継者には猶予不適當になった場合のリスクが大きく、利子税(利息相当額)についての免除措置もしくは廃止などの措置を要望します。
- ⑧事業承継に関わるという点で、中小企業のM&Aについて、M&A仲介業者の双方代理という利益相反取引問題、テール条項といわれる契約期間終了後も手数料を取得する契約などの問題を未然に防ぐため、『中小M&Aガイドライン』を周知徹底することを要望します。また最低手数料などの仲介料が高騰しているなどの問題もあり悪質な場合は指導や規制することを求めます。
- ⑨同様に、中小企業のM&Aについて、中小企業庁、全国の市町村等の行政、政府金融機関を中心とした金融機関、商工会等に相談窓口を開設し、多様な状況に応えられる体制を要望します。また、M&Aに関わる手数料等についての補助、支援金等の制度を要望します。

(4) 法人税について

①法人税制の問題点

法人税制の問題点は、第一に各国の産業政策とも相まって法人税の税率引き下げ競争があり、(この間 OECD を中心とした議論によりグローバル・ミニマム課税等が導入されようとしているものの)それぞれの国の財政収入を減少させ大きな負担をかけていることです。第二に、各国税制の課税要件の抜け穴を利用して租税回避が行われ、本来負担すべき税金を逃れています。第三に、法人税の中にグループ通算税制や試験研究費の税額控除など大企業に有利な仕組みが実質負担を低めている問題があります。

さらに経済・産業振興策は大企業への支援が中心であり、多額の税金が投入されています。これらの大企業は、社会的役割を果たすことが企業としての存在価値と考え、その能力と社会的役割に沿った租税負担をするべきです。消費税頼みの税制から法人税の負担能力から税負担率を是正すべきです。また 140 カ国・地域で法人の最低税率 15%や巨大な多国籍企業への課税で合意が形成され実施されようとしています。抜け穴を少しでも塞ぐことが望まれます。

②負担能力に応じた税率の構築を

- 1) 『中小企業憲章』が示す通り、中小企業を「日本経済の主人公」「地域経済・国民経済の柱」と位置づけ、多様性と活力が発揮できる税制を構築することを要望します。
- 2) 地域経済の農業・林業・漁業を含めた中小企業・小規模事業者の地域経済循環を高める施策として、地域経済を支える中小企業・小規模事業者に、5年から10年の法人税・消費税・所得税の大幅な減額を要望します。
- 3) 中小企業の現状を考慮し、恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11% (資本金 1 億円未満)の中小法人税率の導入を提案します。
- 4) 資本金規模の分類に応じて企業の実際の税負担率を調査し公表することを求めます。中同協の試算によると資本金の規模分類における税負担率が資本金 5 億円前後を最高にして資本金が増大しても傾斜的に低くなる傾向となっています。
- 5) 高所得企業が傾斜的に低い税負担率となる歪みを是正し、能力に応じた負担を原則とし、そこに財源を求めるべきです。
- 6) グループ通算税制(旧連結法人税制) (16.4%)などの 20%を切っている法人税負担率を、資本金 1~5 億円の税負担率の 22%程度に高めることが必要であり、他の同規模法人の税負担率に見合うよう税の一律加算か段階的な加算などの方法を検討し実施することで大規模法人の税負担率を高める施策を実施すべきであり、大規模法人が税負担率を是正し、その社会的役割を果たすことを要望します。
- 7) 2020 年税制改正で提起された連結納税制度のグループ通算制度への移行に伴って、世界的な取り組みとしての SDGs への貢献等を税制として補完するために、前述したように個人・法人を問わず、所得が高くなるほど税負担率が傾斜的に低くなる傾向を改めることが必要です。

③欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げを中小企業に適用させないこと

欠損金の繰越控除の限度額を作り、その 100%の活用をさせない制度は、中小企業の経営を崩壊させ、地域と国民経済の活性化を奪うことにもなります。欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げを中小企業に適用させないよう要請します。

④役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること

役員報酬は、事実上「原則損金不算入」の状況に変わりはありません。社会的に通常行われ、慣習的に認められてきた適法な様々な形態の役員報酬や賞与の支払いが事実上認められず、激変する環境に素早く対応しようとしても税法が足かせとなり、企業の自主性を阻害することになります。本来、このような干渉を税法がするべきではありません。役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべく変更を求めます。

⑤賃上げしたら社会保険料を減免するなど広く赤字法人でもメリットある制度を求めます

2026年度（令和8年）税制大綱では、大企業（資本金1億円超かつ従業員2000人超）の適用が2025年度末で廃止され、中堅企業（資本金1億円超かつ従業員2000人以下）については、2026年度末で廃止されることになりました。増収額は初年度が3,340億円、平年度6,750億円になると試算されています。大幅に減税幅を増やして目玉政策にした賃上げ税制は、2024年度（令和6年）には、赤字法人対策として5年間繰越額を控除できるように対策を強めました。期待される賃上げ効果は十分でないという評価になっています。賃上げしたら社会保険料を減免するなど広く赤字法人でもメリットある制度を求めます。中小企業の賃上げが経済の好循環を作るキーワードになっていますが、賃上げをすると答える中小企業が1/3という状況で、税制だけでは好循環は生まれません。

賃上げを促進するため、賃上げ分については一定期間（少なくとも1年間）、社会保険料の算定から除外する仕組みを検討すべきです。賃上げが直ちに保険料負担増につながる現行制度では、労使双方にとって賃上げのメリットを感じにくくなっています。算定猶予を設けることで、賃上げの効果を実感しやすくし、働き控えの解消と中小企業の持続的な賃上げにつなげる制度を求めます。

中小企業家同友会は、「人を生かす経営」を実践しながら、社員の生活を守り働く喜びと成長を促す給与を支給する努力を続けています。それを支えるのは、地域の教育、医療、福祉などの様々な社会環境が整備され、そこでいきいき働く中小企業が活躍することだと考えます。税制だけに頼らず、働く人の社会環境整備を進めることを強く求めます。

(5) 所得税課税について

①給与所得控除・社会保険料負担について

1) 課税最低限大幅な引き上げ、所得税基礎控除の引き上げ、給与所得控除の引き上げ、制度の簡素化を

この数年間、最低賃金の引き上げに見合う、所得税基礎控除・給与所得控除の引き上げの政策提言をしてまいりました。2025年2026年改正により、基礎控除・給与所得控除は一時的であれ最大104万円と74万円まで引き上げられました。しかし、恒久的でなく頭打ちがあり、最低賃金上昇・物価上昇に見合う引き上げという点では不十分です。また、複雑になりすぎています。

恒久的な人的控除・給与所得控除として、簡素化と全世代を見通した制度にすべきです。広く「分配」を行い、可処分所得の増加をめざすべきです。まずは基礎控除104万円を収入に関係なく恒久的に適用することを求めます。また、所得2,500万円で基礎控除が0円になる制度が2018年（平成30年）から適用されています。本来基礎控除は人権として保障されるものです（憲法13条）。高額所得者に応分の負担を求めると性格を異にすることであり反対です。基礎控除は全国民に適用すべきです。

2) 社会保険料率の引き下げを

社会保険料率の引き下げは、実質賃金の引き上げと同等の効果をもたらします。中小企業経営者・そこで働く人の負担を軽減し、可処分所得の拡大を促進する社会保険料率の引き下げを最優先とすべきです。財源は、社会保険料適用報酬の上限の引き上げを行うことで、新たな租税負担を行う必要はありません。

3) 収入の壁については「収入の崖」になっており、抜本的な根本的な見直しを

税金の壁103万円、社会保険の壁106万円、130万円といくつかの壁が指摘されていますが、根本的問題は賃金上昇に対してスライドしていないことにあります。社会保険の第3号被保険者（いわゆる130万円の壁）は、制定された1977年は70万円で段階的に10万円ずつ6回に分けて1993年に現在の130万円に引き上げられました。この間の最低賃金（東京都）は345円から620円と1.79倍になり、同様に上記にあるとおり70万円から130万円と1.85倍に引き上げられました。

その後最低賃金（東京都）は620円から現在1,226円と1.97倍になっています。解決しなければならない問題は多々ありますが、社会保険の壁が最低賃金上昇分にスライドしていないことが、現場に人手不足という

深刻な問題を引き起こしています。2026年（令和8年）4月から、パート労働者を対象にした130万円の適用の弾力措置も導入されましたがきわめて不十分です。過去の実績をみても現状の130万円の1.97倍程度である256万円以上への引き上げは早期に実現すべきです。少なくとも所得税の壁の178万円に合わせるべきです。給与・賃金は上がっているが控除額は変化がなく、パート労働者等については労働時間の抑制がなされ、世帯収入が増えていないにも関わらず、物価上昇や消費税、社会保険料の負担が増えています。さらには中小企業にとっては年末に向かって人材不足が非常に懸念される今日、税制の根本的な見直しを強く求めるものです。

4) すべての国民が安心して加入できる社会保険制度の根本的な見直しを

厚生労働省の社会保障審議会は、5年ごとの年金制度の見直しを行っています。その中で、週20時間未満を除くすべての雇用者を社会保険の加入者にすべき（既存の個人事業者を除く）と決定しています。説明では、国民の老後の年金水準を引き上げるためと言われてはいますが、収入の壁等、生活費を削って社会保険負担を行っている現状が問題です。

中小企業経営者にとっても、社会保険料の負担が雇用の壁になっています。所得税と同じような「基礎控除」を社会保険料にも導入すべきです。英国では、週給190ポンドを超えた給与から社会保険料の負担となっています。単純に52週、1ポンド190円で換算すると187万円までは社会保険料負担はありません。保険料率や高額所得者の事業主負担など、制度の違いはありますが、「壁」と言われる現象は生じません。手取りを減らさず保険料の負担が始まります。

年金制度を守るための低所得層への加入者の拡大・負担ではなく、すべての国民が安心して加入できる制度への再構築をめざすべきです。GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の約294兆円の資金の活用も検討すべきです。利子配当で年間4兆円の収益を上げている時期もあり、安定した収入を確保しています。100年後も重要ですが現在の経済状況に合わせた制度にすべきです。

②子育て支援・少子化対策を

1) 少子化問題に一層の対策を

少子化対策は、税制・社会保障・医療費・保育費・教育費・奨学金・住居費等あらゆる分野に及ぶため、総合的な対策が必要です。世帯収入が上がり、家計負担が軽減できる対策を要望します。

2) 少子化対策の財源における社会保険料率アップや増税には反対

3) 子育て・少子化対策はだれもが高等教育を受けることが可能な社会の実現を

4) 寡夫控除の復活を

子どもの養育は、社会的な責務とする施策の強化が求められる中で、寡夫控除の復活を求めます。

5) 扶養控除額の増額を

所得税基礎控除の引き上げに伴い、扶養控除対象の所得基準も引き上げられました（48万円から58万円へ）。所得控除額は38万円のままだす。物価上昇に対応していません。引き上げを図るべきです。

③高額な金融所得に対する課税の強化を

2026年（令和8年）改正で約10億円以上の高額所得者に対する課税強化が盛り込まれています。いわゆる「1億円の壁」の問題は、解決されたとは言いがたい状況です。高額な所得であっても、住民税を含んで約20%の負担となっています。所得の再分配機能の改善のために、金融所得1億円以上に対して、せめて所得1億円と同率程度の負担を求めるべきです。ただし、金融所得に対する社会保険料の上乗せには反対します。

④退職手当金等について

退職手当金等に対して、2013年（平成25年）から特定役員退職手当金等、2021年（令和3年）の税制改正で短期退職手当金等の改正が行われています。2つの改正とも、5年以下の短期の勤続期間に対応するものです。2025年（令和6年）改正で確定拠出年金により支給される老齢一時金に対して退職所得課税の強化がされました。退職手当金等は退職後の生活設計にとって重要な資金です。退職所得課税の強化には反対です。

⑤青色申告特別控除について

2019年度（令和2年度）から青色申告特別控除が電子申告等を行えば65万円、電子申告をしない場合55万円でした。2026年（令和8年）改正で電子申告でない場合10万円に引き下げられました。さらに、1,000万円以上の収入がある場合、複式簿記でないと10万円の控除もできなくなります。一定の帳簿要件は理解できますが、小規模事業者に対する事務負担を顧慮した対応を求めます。

⑥相続税の課税強化について

2023年（令和5年）改正で、生前贈与の相続時の加算が3年から7年に引き上げられました。相続時精算課税については、2年目からの贈与時に基礎控除的な110万円の非課税枠の設定がされました。「資産の早期の世代間移転を促進」と促進する言葉が与党の税制改正大綱には謳われていますが、課税強化と思われる改正の中で、贈与の促進にはならず、かえって萎縮すると考えられます。

課税の公平そして景気対策など、多面的な要請が求められる相続税・贈与税ですが、生前贈与の過年度の遡及を行うのであれば、相続加算時に相続税精算課税制度と同様に贈与税の基礎控除が生かせる制度にすべきです。

贈与税の基礎控除110万円になってから25年が経過しています。物価上昇などを考慮すると200万円まで早急に引き上げるべきです。

(6) 地方税制について

①外形標準課税の範囲の拡大には引き続き反対します

2007年導入された事業税の外形標準課税は、約3万社の適用がありました。しかし、2021年には約2万社へ減少しました。法人全体数が減少したわけではなく、「減資」という手続きを行い資本金を外形標準課税の対象にならない1億円以下にした法人が多かったと考えられています。確かに、売上が数千億円の大法人が、資本金1億円以下になるなどの事例もありました。

しかし、現在の2万社のうち5千社は赤字法人といわれています。赤字でも人件費などの付加価値を課税標準とする外形標準課税の節税は、事業者にとって必然の判断でもあります。

赤字法人の負担という構造的な問題があり、事業税の外形標準課税を見直す時期に来ています。

②事業税の外形標準課税の中小法人へ適用拡大には反対します

外形標準課税は、人件費にその負担を求めるものであり、人件費比率の高い中小企業にとって負担の増加は明らかです。また、法人税の賃上げ減税と矛盾する政策です。この税制導入は「応益負担」がその根拠とされています。「人件費」の割合の大きい企業は、雇用を生み出し、地域経済を支えています。雇用を通じて地域へ「利益」を与えることはあっても「利益」を受けているとして課税負担の増加を求められることには理解できません。赤字企業であっても、雇用を維持しているかぎり、その地域の経済活動に貢献しています。雇用を課税対象とするならば、企業経営として雇用を減らすことが選択肢になってしまいます。雇用を減らすことを奨励する税制が、地域にとって利益をもたらすことなのでしょうか。地域経済を守り、雇用を守るために外形標準課税の中小企業への拡大は、絶対にすべきではありません。

③固定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直すこと

固定資産税は、不動産の売却価額を基礎としてその評価額を算定しています。収益力や担税力に応じていない固定資産税の増税が滞納と差押えを招いています。中小事業者は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっています。固定資産税課税の基本的な考え方を売却価額から収益力に転換し、担税力に応じた課税方法に見直すべきです。

④償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を2倍程度に引き上げること

償却資産税は免税点を越えるといきなり免税点以下の資産まで含んでその納税額が発生します。免税点そのものが、1991年に150万円になって以来変わっていません。このような不合理を解消すべく、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきです。また、その金額も現行免税点の2倍に引き上げるべきです。

償却資産税の課税対象は耐用年数を過ぎた資産であっても残存価格 5%となっています。法人税では、簿価 1 円まで償却できる規定です。償却期間の過ぎた資産に対しては課税すべきではありません。

⑤個人住民税の基礎控除の引上げ累進課税化の復活を

2007 年より個人住民税は一律 10%にされました。これは低所得者に対して負担が大きくなっており、高齢化が進む中で購買力の低下と滞納を生じさせる原因の一つです。担税力に応じた制度に復活すべきです。また、所得税の基礎控除の引上げが行われましたが、住民税は行われていません。担税力・実務の観点からも住民税基礎控除を引き上げるべきです。

(7) 納税環境の整備について

①行政のデジタル化の利便性重視と企業のデジタル化の対応・対策の支援を

改正電子帳簿保存法における「電子取引で授受した電子データの保存」義務が、2024 年 1 月から施行されました。行政のデジタル化はその利用者への利便性を重視してのものであったはずですが、しかし、いつの間にか行政の利便性のためにことさら事業者は、物的、人的に多くの負担を強いられている状態となっています。デジタル化を円滑に実施するためには、その制度設計はデジタル弱者をベースになされるべきはずですが、デジタル化への移行の負担増、取り残される者の対応・対策を求めるとともに、きめ細かな支援策を要望します。

②国税通則法の目的を明記し、「納税者権利憲章」を早期に成立させること

2011 年 12 月 2 日に成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」附則 106 条は、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする」と規定しています。

わが国の国税通則法をはじめとした「納税環境の整備」についてみれば、例えばこの法律の審議過程において国税通則法を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利義務に関する法律」と改め、同時にその目的規定に、「国税に関する国民の権利利益の保護をはかり」という文言が加わるはずでした。そしてこの改正、さらに納税者権利憲章の策定を前提に、国税通則法が「納税者権利保護法」へと変身を遂げる予定でもありました。しかし、これらの改正はいずれも見送られています。

世界各国をみても多くの国々が財政危機に陥っています。この危機の克服は税によりなされます。そのためには納税者と国家が、対等な立場でともに手を取り克服しなければなりません。このような意識改革のもと多くの国々では、国家の手による「納税者権利憲章」が制定されています。

わが国の現状をみれば、各国以上にその財政危機が指摘されています。納税者と国家が、対等な立場でともに手を取り、ともにこの危機を克服するためにも、「納税者権利憲章」の制定が急がれます。

③税務行政手続きに関する規定を法定化すること

1) 税務調査手続が法定化されました。これにより税務調査手続の一定の透明性は確保されたものの、一方、調査職員にとっては煩雑な作業が課されることになりました。その結果、この煩雑な作業を回避するため「お尋ね」などといった行政指導が今まで以上に行われている現状があります。さらにこの行政指導という名目のもとで、実質的に税務調査が行われている実態もあります。国税通則法に税務調査手続が法定化された趣旨に立ち返り、税務調査と行政指導とを明確に区分し、実施することを要望します。

2) 政省令及び通達の制定改廃にあたって、予めその制定改廃過程を公表するとともに、納税者の意見を十分に反映させること。

3) 税務行政庁が発信する通達は、全て公開する措置を講ずること。

④政府税制調査会の構成メンバーにおける中小企業の代表を増員すること

政府税制調査会の答申は、今後の税制のあり方に多大な影響を与えます。2024 年 1 月 25 日開催の政府税制調査会において、そのメンバーが一新されました。しかし、そのメンバーのほとんどは有識者をはじめ財界代表

者で構成されています。中小企業・小規模企業が「わが国の経済を支え、牽引する力であり、社会の主役として日本経済を強くしていく」という『中小企業憲章』の視点が必要不可欠です。この諮問に答えるために、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを要望します。

⑤共通番号制度について

「社会保障と税の一体改革」を理由に、共通番号制度が施行されています。そもそも世界の現状を眺める限り、漏えいやなりすまし事件が数多く発生しています。このような状況から、今日、共通番号制度を見直し、もしくは導入を断念した国もあるというのが、この共通番号制度を取り巻く国際的な状況となっています。法律上は任意取得のマイナンバーカードが2024年（令和6年）12月から新たな健康保険証を発行しないという「マイナ保険証」への実質的な強制が行われました。納得と合意で行政は進められるべきです。

共通番号が行政機関同士の間で、行政機関と国民との間で利活用が進められようとしていますが、共通番号の収集・管理が求められる企業側も膨大な負担・リスクを背負うことになります。この番号制度利活用の拡大については行政間の利活用などで確実に安全性を担保することや企業側の負担・リスクの軽減や支援を行う必要があります。

- 1) 先行するデジタル先進国の事例や情報セキュリティ技術を活かした制度設計を行い、国民や事業者にとって負担軽減と不安解消を図ること。
- 2) 個人情報等の収集が国民の監視、誘導、統制や税負担強化に悪用されることがあってはなりません。この根深い懸念を払拭するために、国民との対話と理解を深めること。
- 3) 共通番号制度（マイナンバー制度）は、支援や還付、給付など国民生活や利便性の向上のために活用し、手続きの簡素化やスピードアップに努めること。
- 4) 先進諸外国でも問題とされているデジタルプライバシーの保護整備の確立を強く要望します。

⑥申告書等の「控え」への收受日付印の押なつについて

国税庁は、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めている」といいます。そして電子申告利用率が向上していることを理由に、国税に関する手続等の見直しの一環として、2025年1月から、紙での申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わなくなりました。

2026年（令和8年）1月1日から、所得税確定申告書の控えを廃止しました。納税者の権利義務に関する重要な事項を国税庁の一方向的な通達で進めています。

申告書の控え收受印の押された書類は、例えば銀行融資の際に提出が求められるなど、企業経営において基本的な書類の一つとなっています。また、申告がされたかどうかの証明でもあります。他の省庁では收受印を押さないという取り扱いはしていません。国民の権利義務に係る問題です。デジタル化においてはデジタル弱者を中心にその制度設計がなされなければなりません。そもそも公務員とは全体の奉仕者です（憲法15条2項）。現在、課税庁における納税者サービスは世界の趨勢です。紙・文書でしか書類を提出することができない者がいる限り、この「申告書等の控えへの收受日付印の押なつ」といった行政サービスを復活することを強く要望します。

キャッシュレス化は強制で進めるべきものではありません。收受印の問題をはじめ、国民の権利義務に係ることを法律で定めることなく、行政事務として国民に強制をしています。行政事務としてあり得ないことです。

6. 中小企業を取り巻く 採用と教育環境の重視

【重点要望】

1. 学校教育等においては中小企業の実態に即した最新かつ正確な姿を教えること。
2. 小・中・高等学校など学齢期の早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを教育課程に組み込むこと。
3. インターンシップは学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うこと。
4. 給付型奨学金制度のさらなる整備を行い、その拡充を図ること。
5. 奨学金の返済額減免制度、有利子部分を国が負担するなど積極的な支援を行う制度を創設・拡充すること。奨学金返済を支援する自治体・企業への支援策を拡充すること。
6. 大学の授業料引き下げを速やかに実施し、短期的に高等教育の無償化を実現すること。
7. 就職活動のルールを策定し、その実効化を図ること。
ルール策定に際しては中小企業の実態と声を重視すること。

【要望先：経済産業省・中小企業庁・文部科学省・厚生労働省・内閣府】

(1) 中小企業と教育

『中小企業憲章』は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べています。その具体化のため、以下のことを要望します。

①2017年に行われた学習指導要領の改訂で「社会に開かれた教育課程」を実現することが謳われ、中小企業における学校教育の役割と意義は一層大きいものとなっています。

- 1) 生徒や学生が健全な労働観や社会観を形成していく一つの機会として中小企業での職場体験・インターンシップや経営者を講師とした授業などを小学校・中学校・高等学校・大学の教育課程に組み込むこと。
- 2) 現在検討が始まっている次期の学習指導要領の改訂について、上記1)の観点から引き続き子どもたちのキャリア教育における各地域の中小企業の重要性を明確にし、社会教育の担い手として位置づけること。
- 3) 地域が一体となって子どもたちを育てていく社会を作っていくためにも、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が広く実施されるよう、国として課題を把握しながら各地域の教育委員会等へ働きかけること。また学校運営協議会制度における中小企業経営者の位置づけを明確にすること。例えば、「コミュニティ・ス

クールのつくり方」（「学校運営協議会」設置の手引き）において、中小企業経営者を非法定委員として例示すること。《新規》

- ②スタートアップ企業や起業家を育成していくための教育に取り組む学校や自治体、企業への支援を一層強化すること。アントレプレナーシップ教育をさらに広げるとともに地域の中小企業との連携強化を国として後押しすること。また、起業家教育・アントレプレナーシップ教育の実施にあたっては地域の性別・年齢・業種・企業規模が多様な経営者が参画する環境をつくること。《新規》
- ③学校教育等では中小企業の経済的な役割や社会的意義、最新の実態に基づいた正確な姿を教えることを国として各自治体等に働きかけること。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすることや教師が中小企業の現場で研修することをさらに推進するとともに、その状況を毎年調査すること。また、事例なども交えた中小企業の実相を正しく伝えることができる教材等を作成し、活用できるように提供すること。具体的には、小学校社会科の授業で用いる地域副読本に中小企業について掲載するように働きかけるとともに、学習指導要領（小学校社会科）の地域学習の項に地域内経済循環について盛り込むこと。《新規》

（２）教育費負担を軽減し、短期的に無償化を

大学の授業料は年々値上がり、家計における教育費の負担が高まる中、2022年3月25日に日本学生支援機構が発表した調査結果によると奨学金を利用している大学生（昼間部）は約5割ということが明らかになりました。住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象にした給付型奨学金の新制度が2020年4月からスタートしましたが、学生の負担額を考えると対象人数・給付額はまだまだ不十分です。以下の事項を要望します。

- ①大学の授業料引き下げを実施するとともに、給付型奨学金・授業料減免制度のさらなる整備を行うこと。GPAの相対評価による奨学金の停止・廃止は、働きながら学ぶ学生にとって不利となり得ます。また多種多様な大学・学部がある中で公平性を維持することは困難であるため、就学支援新制度に係る警告・廃止要件のさらなる厳格化については、制度の趣旨に鑑み行わないこと。《新規》
- ②学生の奨学金返済について、奨学金の減免制度の創設・拡充を行うこと。
- ③奨学金の返還支援の対象であった社員が退職する際、貸し付けた奨学金の返還を求めることがあり得ますが、現行法上、これは前借金の相殺禁止（労働基準法17条）や賠償予定の禁止（同16条）に該当する可能性もあります。こうした状況を踏まえ、企業が実施する前払型の奨学金貸付に関する制度を整備すること。《新規》
- ④返還支援を行う自治体・企業を税負担の軽減、社会保険料減免等によって支援すること。

（３）若年の就労支援の抜本的な強化を

15～34歳の家事も通学もしていない若年無業者は59万人（2023年平均）、2022年よりも2万人増加しています。依然として多くの若年無業者が存在しています。若年無業者の就労を支援することは人材不足解消の一助となるだけでなく、所得格差の是正や社会保険等の充実にも大きな影響を与えます。

- ①若者に対する職業訓練および失業給付制度等のセーフティーネットを抜本的に充実するなど、若者の就労支援を一層強化すること。それを通して中小企業への人材供給が促進されることを期待します。
- ②「サポステ」について、1)職業訓練校・専門学校・専修学校等との連携を強化すること。2)単年度の運営を廃し、継続的な活動を行えるよう、事業者への委託は複数年度制とすること。
- ③高等学校での就職指導については、本人の希望や特性を生かした有効な就職指導や自己決定がなされずミスマッチからの離職率が高いこと、進路未定者への就職指導の不十分さなどが指摘されています。高卒求人における就職指導を改善し、本人の適正や希望を含め、ミスマッチが起きないように是正することが重要であり、国は改善にむけて指針等を明らかにすること。

(4) 就職活動のルールについて

経団連による就職活動ルールが廃止され、政府主導によるルールづくりに切り替わりましたが、中小企業の実態と声がルールづくりに反映されていません。企業・学生・大学の代表が幅広く参加できる協議の場をつくり、ルールを策定すること。また、有効な指導を行うなどルールの実効化を図ることを強く求めます。

現行のルールによると採用に関する広報活動を3月1日より解禁し、ハローワークでは4月1日より求人情報を公開することとなっていますが、求人情報の公開を3月1日からできるようルールを改めること。

7. 公共事業の中小企業発注の拡充と 公正な競争の促進を

【重点要望】

1. 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、地域の中小企業への受注機会を拡大すること。
2. 一般競争入札基準(全省庁統一資格)は大企業有利であり、中小企業の入札の公平な改定を求めます。
3. 公共事業は予算や入札などの関係から、価格転嫁交渉に応じない事例があり、受注者が材料の高騰や労務費などの上昇分を負担しています。価格転嫁できる制度とすること。

【要望先：経済産業省・中小企業庁・その他全省庁】

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、国の指導を徹底すること

- ①公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること。独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努めること。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処すること。
- ②地方公共団体等の公共事業では、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。国においても最低制限価格制度を導入できるように会計法の改正を行うこと。
- ③公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定すること。地方自治体においては、ダンピング入札を排除し、公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約条例」を制定すること。
- ④労働者、技術者不足、建設資材の値上がりにより、入札不調が増大しています。発注官公庁は市場価格による予定価格づくりでなく、適正な賃金、管理経費、法定福利費を積み上げた適正な予定価格にすること。
- ⑤労務単価を契約後に改めて見直す協議を建設業者らが請求できるようにするなどの工夫をすること。
- ⑥公共事業は予算や入札などの関係から、価格転嫁交渉に応じない事例があり、受注者が材料の高騰や労務費などの上昇分を負担しています。価格転嫁を進めること。

(2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、中小企業への受注機会を拡大すること

分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行い、地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。また、一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制すること。

(3) 官公庁の一般競争入札基準を見直し、中小企業の入札格付の幅を広げること

入札基準（等級）を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されますが、「年間売上高」と「自己資本額」だけでそのうちの80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上でかつ資本金が10億円以上でないとい困難です。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3,000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっています。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改めること。例えば、「財務内容の質的評価」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置を求めます。

(4) 「一般競争入札総合評価制度」は地域の中小企業に配慮する内容に見直しを

「一般競争入札総合評価制度」の落札業者選定にあたっては、大企業が優位になる企業規模や工事实績の偏重を改め、中小建設業の地域貢献や地域精通力等を重視すること。

中小建設業が行った大震災復旧への貢献、防災協定への参加協力、耐震、消防、交通安全、祭り、町会協力などの地域社会貢献を「総合的に評価」すること。発注内容によって、「障害者雇用企業配慮型」「女性活躍企業配慮型」「高齢者活躍企業配慮型」「地域貢献企業配慮型」などの配慮内容を設定し、幅広い企業に機会を提供すること。

8. 持続可能で循環型経済社会の形成とSDGs・エネルギーシフトの推進を

【重点要望】

1. 電気代・エネルギー高騰への対応・対策を支援すること。省エネを促進し、経済対策にもなることから、省エネ・節電の設備機器の購入・入れ替えや省エネ改修などを支援すること。
2. 発送電分離は資本関係を解消して完全に別会社とする「所有権分離」を速やかに実現すること。
3. SDGs・エネルギーシフトを推進し、地域内循環を高め地域経済が継続的に発展できる政策を推進すること。中小企業による地域内循環経済型の再エネ開発を支援すること。
4. 化石燃料・CO₂などの大幅な削減の取り組みを進め、適応と緩和のあらゆる策を推進すること。

【要望先：環境省・経済産業省・中小企業庁】

(1) エネルギーシフトで持続可能な経済社会の創造を

①エネルギーシフトを国の重点政策として進めること

地球環境問題が一層深刻化し、喫緊の課題となっている中、COP21において採択されたパリ協定は「脱炭素」を要求しており、持続可能な開発目標（SDGs）においてもエネルギーや気候変動、海洋資源、陸上資源、まちづくりなどのターゲットがあります。地域を維持発展させるため、地域から人と資金の流出を止めるとともに、循環型経済で持続可能な地域づくり・企業づくりを支援し、地域内で循環し再生産できる仕組みをめざす必要があります。

これらの課題に取り組むにあたり、エネルギーシフトを国の重点政策として定め、各自治体に取り組みを促して、地域内循環を高めるとともに地域経済の継続発展に寄与する施策を求めます。

②エネルギー自給率を上げる地域づくりの取り組みに支援を

エネルギーシフトの取り組みは、ヨーロッパ各国などでも進められており、地球温暖化対策や暮らしやすい地域づくりに繋がっています。今後の地球温暖化対策や地域再生をめざすためにも、エネルギー自給率を現状の2022年12.6%となっていますが、さらに上げていく必要があります。

エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合は、太陽光発電を中心に急速に普及が進み、2022年には約22%まで増加しています。政府は第6次エネルギー基本計画にて2030年に22~24%に設定していた再エネ比率を、野心的な見直しとして36~38%と再エネ比率を引き上げました。しかしながら第7次エネルギー基本計画では、2040年にエネルギー自給率を3~4割程度としており、再エネ比率目標が後退している面があります。

太陽光発電の国産化などの課題も出てきており、原子力や石炭火力をどうするかなど課題も多くあります。第6次計画では「可能な限り原発依存度低減」だったものが、原発を「最大限活用」とあり、新增設の明記や運転期間60年超の運転ともあります。原子力については、放射性廃棄物処理の最終処理問題が依然としてあり、国民的な議論をすべきです。

エネルギーの地産地消を促進するとともに、それらに取り組む自治体や地域の企業、グループなどを支援することを要望します。地域のエネルギー自給率を高め、地域循環型の経済社会づくりや自立的な地域づくりにつなげること。小規模分散型の発電やコージェネレーションも重要であり、中小企業や地域の取り組みを支援すること。また中長期スパンで計画的に市場の環境整備や系統整備などを行うことを要望します。

③地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組みを

2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みについて、国民的世論と議論を踏まえ、エネルギー自給率の野心的な目標設定やエネルギーシフト等一層の推進が必要です。また、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化をめざすうえで大きな役割を担う中小企業を計画や戦略の中に位置づけること。持続可能な開発目標（SDGs）の周知を図るとともに、SDGsに基づいて行っている中小企業や自治体等の取り組みを支援すること。

④中小企業の環境マネジメントシステム（EMS）の認証取得への支援、BCP策定支援を一層推進すること。

⑤エネルギーシフトを実現するための社会的な仕組みや教育制度を充実させること。省エネルギー技術の導入などエネルギーシフト分野における設計者・技術者・担い手の育成を進めること。現在農業分野で実施されている「次世代経営者育成」や「雇用就業者育成」などの支援の対象業種を、環境関連事業等にも広げること。

⑥中小企業にとって、DX、GX、健康経営等はなかなか自社単独で実現することも困難です。他方で今、中小企業は大手取引先や親事業者から、スコープ3（サプライチェーン）として、脱炭素化や人権デューデリジェンス対応も求められています。パートナーシップ宣言という親事業者の自主性に委ねるだけでなく、下請中小企業振興法3条2項3号の振興基準の「下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項」として、スコープ3のDX・GXに関するコスト負担を下請事業者に負担させない、さらには、下請事業者の自主的積極的なDX・GXに協力、支援することの指針を明示し、徹底させること。

（2）エネルギー問題の解決を

①原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等の面で未解決の問題が大きいことを考慮し、原子力発電に依存しない方向をめざすこと。また東京電力福島第一原子力発電所の問題解決とともに、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求めます。前述のとおり第7次エネルギー計画にある原子力の最大限の活用や新增設は慎重にすべきです。

②ポスト2030年の水素社会戦略で、再エネや未利用エネルギーは日本においてもかなりのポテンシャルがあることから、輸入に頼ることなく国内で水素を生産・調達できるよう産業の創出を促すこと。その際、地域の中小企業も水素関連事業に積極的に参入できるように支援すること

③アンモニアの利活用が注目されていますが、安定供給へ向けた製造基盤・サプライチェーンの構築を進め、発電における利用を促進すること。

④電力・ガス会社は徹底した企業努力を行い、電気・ガス料金の値下げを行うことを求めます。その上で、国は、 1) 電力料金の総括原価方式を廃止すること。2) 50ヘルツ・60ヘルツの統一を実施すること。

⑤発送電分離は法制化されましたが、実際は子会社が送電を担っているなど、電力独占は解消されていません。政府の規制改革推進会議の有識者作業部会の提言で、関西電力の不正閲覧問題を踏まえ、関西電力をはじめとする大手電力の「法的分離はまったく機能していなかった」と指摘し、資本関係を解消して完全に別会社とする「所有権分離」を速やかに実現するよう促しています。真の電力自由化に向けて、発送電分離は資本関係を解消して完全に別会社とする「所有権分離」を速やかに実現すること。

⑥固定買取価格（FIT）は各国とも再生可能エネルギーの普及に大きな役割を果たし、日本でも FIT 導入後、再エネ導入が飛躍的な伸びを示してきました。こうした事実を鑑み、地域の中小企業や自治体、住民、地域金融機関等が行う再エネのプロジェクト等に対しては優先接続・優先給電する仕組みを構築することを求めます。また、住宅用太陽光発電設備の固定買取価格（FIT）の買取期間終了後の対応において、家庭や中小企業の自家消費における設備機器導入やリフォーム・修繕など支援制度や売電などの情報を発信すること。

⑦再生可能エネルギーの「熱利用」を促進し熱電併用でエネルギー効率を高めること

日本での再生可能エネルギー利用は発電に偏っている面があります。再生可能エネルギーにおける「熱利用」を促進することで、熱電併用によってエネルギー効率を格段に上げることができます。ドイツには再生可能エネルギー熱法がありますが、日本においても熱利用に関する基準や目安などを明確にすること。わが国においても木質バイオマス発電が増加していますが、現在は発電電力の売電が中心であり、同時に発生している熱の利用がなされていません。地域における熱電併給システムの普及を支援し、エネルギーシフトの取り組みを加速することを要望します。

住宅・ビルのゼロエネルギー化の推進にあたっては、個々の建築物の ZEH ガイドラインとともに、周辺の住宅やビルなどで小規模分散型の電気と熱エネルギー供給をまかなうコージェネレーションシステムの導入が必要です。災害復旧・整備におけるグループ補助金のように、地域のゼロエネルギー化や省エネ改修、コージェネレーション導入などにグループやエリアで取り組む際の支援策を講じること。また、中小企業の仕事づくり、省エネ技術の向上につなげること（省エネ住宅へのリフォーム支援など）。加えて、国産木造建築の推奨、伝統工法の保護継承育成、林業活性化、中古住宅や賃貸住宅のエネルギー効率向上のための支援をすること。

⑧再生可能エネルギー利活用における規制や許認可条件の緩和を

新しい再生可能エネルギーの実用化に向けた技術開発を進め、再エネ事業の実情に合わせた合理的かつ実効性ある環境アセスメント制度の新設などを含めた環境アセスメントの一層の改善を求めます。地熱や風力、中小水力発電の普及を図る上で足かせとなる不合理で無意味な規制も存在するため、一層の規制緩和ならびに規制改革の実施を求めます。

また、事業所・工場等の廃熱・未利用エネルギー、地熱・地中熱などの地域資源や再生可能エネルギーを活用する際の許認可の条件や規制を緩和すること。そのためには熱供給配管の整備が必要となる場合がありますが、その設備や工事の支援制度を整備すること。中小企業の省エネ強化にあたっては、設備単位の省エネ投資の支援とともに、生産・営業する建物・工場などの建築物の省エネ改修やエネルギー効率を上げることが必要です。住宅と同様に、高効率な窓、サッシ、遮熱や断熱工事など省エネ改修やコージェネレーションシステム導入への支援のほか、廃熱利用、地中熱や地下水利用、周辺地域の住宅へのエネルギー供給を可能にさせるなどの規制改革を行うこと。新製品・新技術の開発・普及を通じて未利用材などの地域材の有効活用につながる取り組みを支援すること。

⑨再生可能エネルギーの出力抑制問題の早急な改善を求めます。《新規》

近年、全国各地で再生可能エネルギーの「出力抑制」が増加しています。太陽光や風力発電が十分に発電できるにもかかわらず、送電網容量や需給調整の制約を理由に発電停止が求められています。これは、脱炭素化やエネルギー安全保障を進める上で大きな課題です。

再エネは地域経済や雇用創出にもつながる重要な社会基盤ですが、出力抑制の拡大により、地域新電力や中小規模事業者の経営を圧迫し、投資意欲の低下を招いています。せっかく生み出された電力が活用されず捨てられている現状は、社会的損失でもあります。背景には、送電網・地域間連系線の不足、原発・大型火力を優先する運用、蓄電池など調整力不足、制度運用の硬直性など構造的問題があります。再エネ導入拡大に対し、電力システム改革が追いついていません。①送電網増強、②蓄電池・調整力整備、③再エネ優先運用への転換、④地域分散型エネルギー推進、⑤地域新電力・中小事業者支援の強化を早急に進めることを求めます。

再エネを「止める」のではなく、「最大限活用する」社会への転換が必要です。出力抑制問題の改善は、日本の持続可能なエネルギー政策と地域経済の未来に直結する重要課題です。

(3) 循環型社会の形成、リサイクル・廃棄物処理問題、環境規制について

- ①循環型社会形成をめざす一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムを構築すること。その際、リサイクルしやすい製品づくりや製品の長寿命化の推奨、廃棄物の発生抑制を促すとともに廃棄物の排出事業者に対する罰則等を強化すること。
- ②リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっています。有害廃棄物の国境移動につながりかねない「負のリサイクル」の規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが可能となる技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を要望します。
- ③低濃度 PCB 廃棄物については、地域ごとに PCB 廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整えること。また、アスベスト対策について、公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進め、適切な管理が行われているか監視すること。
- ④日本のゴミ焼却率は世界で 1 位であり、リサイクル・分別が課題となります。各地域にある焼却施設では、生ごみを分けることで焼却炉を傷めず、燃料消費も抑制することができるという。特に生ごみの分別を一層進めるとともに生ごみのバイオマス利用の促進を進めること。また、焼却施設はコージェネレーション施設として発熱や熱供給の可能性があり、下水道処理施設もバイオマス活用の可能性は高く、施設の整理や更新の際には、再生可能エネルギー施設として利用できるよう整備することを求めます。
- ⑤「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合 (EU) は、鉛やカドニウムなど 6 物質の電気・電子機器への使用を禁止する RoHS (ロース) 指令や新しい化学物質管理システム「REACH (リーチ) 規制」を実施しています。一方、中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められています。これらの課題を解消するため、環境省は国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備すること。

(4) フードロス、生物多様性について

①フードロスの中小企業や地域の取り組み支援を

年間 570 万トンといわれるフードロスは、事業系食品ロスは 309 万トン、家庭系食品ロスは 261 万トンと推計されています。フードロスを削減することは喫緊の課題です。包装の汚れや破損だけでも廃棄になる問題や消費・賞味期限の問題が生じていますが、野菜や使わないで廃棄していた部分を商品・製品化して新たな付加価値を生み出している企業も多くあります。そういったフードロスを防ぐとともに、新たな商品・製品化に取り組む中小企業や地域の取り組みに支援を行うこと。

②生物多様性も喫緊の課題ですが、どう取り組んでいいのかわからないのも事実です。中小企業や地域でどういう取り組みが必要なのかの事例を集め周知することや、取り組みについて支援をすること。

(5) 食料安全保障について

- ①国内の食料自給率を上げることが重要です。需要が高く輸入に頼っている作物の一層の国内生産を進めること。
- ②法人経営の一層の促進や農業経営の規模拡大、連携強化、6 次産業化の支援を強化すること。
- ③物価上昇やエネルギー上昇に伴う、農業や酪農、畜産などの第一次産業の支援を行うこと。
- ④畜産・酪農の防疫体制、管理を一層進めるため、畜産業・酪農の設備投資を支援すること。

- ⑤フードロスにも関連しますが、廃棄される食品ロスの飼料や堆肥等への有効利用を一層推進するため、エコフ
ィードの取り組みを支援すること。

(6) 環境保全・自然再生における国土の土地取引規制、空き家対策等の強化を

- ①外国籍の個人・法人による水源、山林、島嶼部などの買占めなどが問題となっています。そのため、国土とし
て保全しなければならない重要な地域を指定し、所有権移転の制限や土地売買、利活用の国土法における土地
取引規制の強化を検討すること。
- ②住宅ストックが約5,000万戸ある一方、空き家は約820万戸もあると指摘されており、環境保全型・自然再生
型の観点からも空き家問題は無視できません。建物があると土地の固定資産税が6分の1となるため、建物部
分を解体せずに空き家のまま放置されている物件も多くあります。空き家対策措置法では特定空き家等に対す
る固定資産税の特例からの除外ということがあります。それだけでは十分とは言えません。建物の解体を促
進するためには、解体しても一定の期間は土地に係る固定資産税が6分の1に据え置かれるなどの措置が必要
です。また中古住宅市場の抜本的拡充をめざし、中古住宅の評価認証制度、新築住宅の長寿命化や高付加価値
化を一層進めることを求めます。
- ③土地利用、都市計画において、自動車優先の道路交通施策の見直し、自転車や電動キックスケーターなどの利
用促進や、中小企業による電気自動車関連事業への支援を行うこと。

9. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

【重点要望】

1. 地域経済を底上げするために、中小企業・小規模企業の支援を抜本的強化すること。地方創生では自治体が中小企業振興・地域振興を推進できるよう支援や施策を充実させること。
2. 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援し、また日本への回帰や撤退に適切な支援をすること。
3. AI や IoT、ICT、DX などの利活用における中小企業への支援を強化すること。

【要望先：経済産業省・中小企業庁・総務省・外務省・文部科学省・デジタル庁・観光庁・内閣府】

(1) 新しい仕事をつくりだすための会議体を設置し、きめ細かい支援を

中小企業の新しい仕事づくりのため、官民が協力して市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業会議（仮称）」を広範な中小企業の参加で設置することを求めます。地域の大学や試験研究機関などと効果的に連携させ、中小企業による新しいビジネスの開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進すること。

(2) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう次の支援策を

- ①地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるために、自治体への交付金を創設することや、中小企業の取り組みを支援すること。新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を支援できる体制を整えること。
- ②「エコノミックガーデニング政策」（地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる手法。地域内連携により中小企業が持続的に繁栄できるビジネス環境を創出する）等を取り入れる自治体を支援すること。
- ③指定管理者制度の内容を「中小企業振興基本条例」に規定するなど、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業や NPO の参入が十分配慮されるよう自治体に対する啓発・支援を進めること。
- ④各自治体で立地適正化計画の策定が進められていますが、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携、民間施設誘導など、立地適正化の対象にならない地域における資産価値の減少などが懸念されます。経済や生活に関する影響が大きいことから、地元中小企業の声を聴き、住民参加で策定されるよう支援すること。
- ⑤自治体が地元中小企業の得意分野・技術など調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓を行う「自治体セールス」を実施する自治体を支援すること。また、自治体間の連携による中小企業同士のマッチング支援事業における成功例を増やし、全国のモデルとなり得る事例を幅広く知らしめること。国が自治体間の連携を仲介するなどの支援をすること。

(3) 海外展開・進出や撤退・回帰する中小企業に支援を

- ①日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充すること。中小企業の海外展開を支援すること。
- ②重要な工業製品を海外から日本に生産拠点を回帰させることが重要です。生産拠点を日本国内に回帰・移設することを希望する企業を支援すること。特に医療・衛生関係、半導体等は安全保障上も喫緊の課題であり、政府があらゆる政策を検討し実施することを要望します。
- ③政府各省庁をあげて中小企業の海外展開や海外から撤退や日本への回帰のための現地の法律・税制・市場等に通じた専門家活用などの支援を進めること。現地企業の的確な信用情報が得られる体制を整えること。
- ④テロ情報に接する中、中小企業のセキュリティ対策に力を入れること。中小企業のセキュリティ対策に係る費用の一部を国が支援すること。

(4) 中小企業振興基本条例制定の促進や活用を促すこと

地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的に地域産業の振興を図るため、自治体に対して中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例の制定・改定を促すこと。また、中小企業を中心とする地域振興の基本理念の確立を促すとともに支援体制・予算措置の強化を促進すること。

中小企業・小規模規模振興基本条例は、1,788市町村のうち2025年11月現在47都道府県と756市区町村（428市17区271町40村）と全国の約45%の市区町村が制定しており、早急に5割以上に拡大することをめざすこと。

(5) 随意契約制度を積極的に活用し地域の中小企業への発注促進を

地方自治体で普及しつつある小規模業者登録制をさらに拡大し、小規模工事を地域中小建設業者、官公需適格組合に随契発注して地域の仕事を増やすこと。中小建設業や官公需適格組合の仕事確保や育成につながるなどの随意契約制度の長所を積極的に活用すること。特定中小企業等優先発注制度などを創設し、小規模な入札に関しては自治体内の中小企業者に限定した入札を実施すること。

(6) 観光産業の育成を

観光の価値を再評価し、ユニバーサルツーリズムの視点から地域の観光振興を推進すること。中小企業のニューツーリズム（※）対応を促進すること。

注）ニューツーリズムとは、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態である。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものである。

(7) 知的資産の活用支援を

中小企業が試験研究機関や高等教育機関に保有されている「死んでいる知的財産」を活かして事業化することを支援するため、コーディネーター役や金融機関も活用した総合サービス機関の設置を検討すること。

(8) 商店街における中小小売業の事業活動の機会は適正に確保を

地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の機に瀕し、地域の衰退が危惧されています。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にし、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保すること。大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討すること。

(9) 大企業の撤退・閉鎖の地域経済の影響を減らすために

大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大規模な工場・事業所等の移転や閉鎖などに際しては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するルールを制度化すること。また、事業所等を開設して10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するルールを制度化すること。

(10) 中小企業の技術革新に対する支援の強化を

中小企業の技術革新（AI や IoT、ICT の利活用など）に対する支援を強化すること。ただし、OECD8 原則（1980 年 9 月に OECD（経済協力開発機構）の理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」）にある、「収集制限の原則」「データ内容の原則」「目的明確化の原則」「利用制限の原則」「安全保護の原則」「公開の原則」「個人参加の原則」「責任の原則」の 8 項目の原則に則り、法整備を進め、情報セキュリティ・個人情報保護に努めること。

(11) 中小企業の行政システム利用支援を

中小企業向けのオンライン手続きについては、社会保険手続き等に導入した G ビズ ID（法人共通認証基盤）を中心に、全省庁・地方公共団体のシステムを一元化し、証明書発行、申請、許認可、社会保険、行政手続きがデジタル上で重複なく、一度に完結されるなど、利用者側の使い勝手がよいシステム設計を実現すること。また、行政のデジタル化から取り残される中小企業が発生しないよう、認定支援機関等を通じた G ビズ ID（法人共通認証基盤）の利用支援を要望します。

(12) 現実的に利活用しやすい中小企業支援施策を

中小企業支援の補助金・助成金などは、手続き・審査が複雑なものがあり、審査が承認されても金融機関の関係等、実行をあきらめなければならない事例もありました。審査資料の再提出に困難な資料を求められるケースもあり、中小企業が現実的に利活用しやすい中小企業支援施策を求めます。

10. 東日本大震災等の教訓を生かし、 災害対策や地域振興を推進して 防災・防疫対策を

【重点要望】

1. 東日本大震災や熊本地震等の教訓を生かし、能登半島地震の速やかな復旧・復興を進めること。
2. 安心・安全な災害対策・防災体制を築き、防疫対策を推進し、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりなど地域振興を推進すること。

【要望先：内閣府・総務省】

(1) 中小企業・地域の災害対策と地域振興を合わせた取り組みを

- ①東日本大震災や熊本地震等の教訓を生かし、能登半島地震の速やかな復旧・復興を進めること。
- ②安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりを推進すること。
- ③中小企業が事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うことなどを規定すること。
事業者等による防災訓練等の実施のほか、帰宅困難者の身の安全を確保するとともに、要救助者の生存率が比較的高い期間に、救出・救護活動や緊急物資の輸送等の災害応急対策を優先させるために一斉帰宅抑制のルール化等を促すこと。
- ④自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する悉皆調査（全事業所調査）に取り組むこと。国は調査にかかる費用等を支援すること。
- ⑤既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、起業、雇用拡大のための制度をつくること。
- ⑥災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにし、構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野に入れること。これらの仕事は、地元の中小建設業に優先的に発注すること。
- ⑦東京電力福島第一原発の処理水や除染ゴミ、放射性廃棄物について処理技術の確立をめざすこと。除染技術で確立していくことは、国土を回復するという問題として捉え、あらゆる政策を動員して除染に取り組むこと。

(2) 防災・事業継続の支援体制の確立を

東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されています。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう防災・事業継続支援体制を早急に確立するために次のことを提言します。

- ①東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなどすべてを失う事例がありました。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要します。したがって、平時から企業情報・データを安全な場所

へ自動的に保管できるシステムを安価に提供すること。例えば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創設すること。

- ②中小企業の「防災マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」の策定支援、防災訓練支援を強化すること。また、専門家に相談できる制度を充実させること。
- ③災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画すること。中古機械を相互に融通することも考えられます。

（３）地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結の促進を

- ①地域の中小企業と防災協定を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築すること。
- ②中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進めること。
- ③自治体ごとの防災基本条例の制定を促すとともに、実効性確保を支援すること。

（４）防災庁は十分な権能を有し、機動性と専門性を確保した組織とすること《新規》

2026年3月6日、防災庁設置法案（設置法案）が閣議決定されました。同法案は、防災庁に他府省庁への勧告権を与えること、地方組織である防災局を設置すること、中央防災会議を内閣府から移管すること等を定めています。

- ①防災庁に他府省庁に対する勧告権を与えた点は特に評価できますが、一方で、同様に勧告権を有するデジタル庁や子ども家庭庁の例を見ると、勧告権はほとんど行使されておらず、実効性を有しているとはいえません。防災庁が与えられた権能を十分に行使するためには専門的知見と出身組織に対する忖度のない判断が不可欠です。以上を踏まえ、防災庁には各府省庁からの出向者だけではなく、専門的知見を有する人材を研究機関などから積極的に採用すること。また、専門性を有する人材を長期的な視点で育成するため、新卒者（プロパー職員）の採用枠を毎年十分に確保すること。
- ②各防災局においては、各地域における防災・災害に関する知見を蓄積・継承することが求められるため、地方機関として独自に採用活動を行うとともに、地元の民間企業・自治体等との人材交流を推進すること。
- ③内閣府設置法に基づく「重要政策に関する会議」のうち、経済界の代表者が構成員となっていないのは中央防災会議のみです（NTT株式会社等の指定公共機関の代表者を除く）。民間企業、特に中小企業は復旧・復興において極めて大きな役割を果たすため、防災に関する重要事項の審議にあたってはその意見を反映させることが欠かせません。以上の事情を鑑み、中央防災会議の内閣府からの移管に際しては、構成員に中小企業の代表者を加えること。
- ④2031年の復興庁・東日本大震災復興特別会計の廃止に向けて、復興庁の防災庁への統合、福島復興局の防災局への改組、特別会計をはじめとする復興財源の規模・質の検証を行うこと。

（５）発注政策を「地域密着型公共工事」に転換し、中小企業の仕事づくりにつなげること

- ①公共施設の老朽化対策に財源、組織、人員を振り向け、社会資本の維持、改善・長寿命化に地域中小建設業を活用すること。
- ②首都圏直下型への防災・耐震計画を進め、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化を図ること。
- ③住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させること。

11. 起業家を増やし、 事業を維持・発展させるために

【重点要望】

1. 起業家を育成し、新たな事業創出や連携を生み出す環境づくりなどの取り組みや地方都市でのスタートアップエコシステムの支援強化を支援すること。
2. 100億円宣言企業の支援施策と同様に、10億円宣言企業や1億円宣言企業向けの施策を実施し、各地域に売り上げ1億円規模の中小企業・小規模事業者を100社育成するような政策を求めます。《新規》
【要望先：経済産業省・中小企業庁・内閣府】

(1) 地方都市でのスタートアップエコシステムの支援強化を

スタートアップエコシステムは東京に一極集中していることもあり、引き続き首都圏中心として進めることは必要ですが、地方都市での取り組みを一層進めることが必要です。起業家の育成、創業促進など、既存の中小企業の活性化に取り組むスタートアップエコシステムの支援を強化すること。また、地方では農業を中核に据えた農商工連携や競争力強化が功を奏しています。今後もその取り組みを後押しする施策の強化を図るとともに、都市部との調和と発展の道を描くこと。

(2) 地域の中小企業・小規模企業の底上げの支援を《新規》

中堅企業や100億円企業を育成することは重要ではありますが、10億円宣言企業や1億円宣言企業向けの施策を実施し、各地域に売り上げ1億円規模の中小企業・小規模事業者を100社育成するような政策を求めます。

(3) 起業支援、経営支援のワンストップサービスの充実を

起業家の活躍に着目し、さまざまな創業支援を展開している地方自治体も増えていきます。キャリア開発の視点でのセミナー開催や、起業の準備段階からの相談、資金提供、起業後の経営の安定・拡大のサポート、起業後のネットワークづくりなどのワンストップサービスを総合的に行い、新たな事業創出や連携を生み出す環境づくりに取り組むこと。

(4) 政府調達目標の一定部分を女性経営者の企業に

アメリカでは政府調達規則に基づく中小企業向け特別枠制度があり、契約する企業のうち女性が経営する企業の割合を5%とする数値目標や、女性契約促進規則の導入などを義務づけられており、韓国でも女性企業支援法により女性が経営する中小企業が生産する物品の購買促進義務が設けられています。

日本では公共調達に関して、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、総合評価落札方式等を行う際にワーク・ライフ・バランス等推進企業を加対象としていますが、女性経営者支援の観点から女性経営者への明確な調達目標を設け、事業の機会を積極的に配分し、経験と実績の蓄積を促すこと。

(5) 「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」の活用を

女性の活躍を推進する国際的な原則である「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」を活用した政策の展開を求めます。女性の活躍推進はSDGsで掲げる他の目標達成における鍵ともなっており、関連する国際原則などを意識し、活用した施策を講じること。

(6) 男女がともに仕事と子育て・生活を両立できる社会的な環境整備の促進を

家事・育児・介護に関する支援制度やサービスを充実させ、多様な働き方に柔軟に対応できる労働環境整備を図る中小企業への支援をより充実させること。特例認定制度（プラチナえるぼし）、従来の「えるぼし」や「くるみん」の認定を受ける際に条件的に不利にならないように中小企業の現状も踏まえ定期的な見直しを図ること。

12. 平和で安心安全な経済社会づくりを進め、信頼される政治や行政を

【要望先：全省庁・総務省】

(1) 平和裏に経済活動に専心できる環境づくりを

近年アジア諸国はじめ世界各国との経済関係が一層緊密となる中、今こそ平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望されています。日本や中小企業の役割は大きく、平和で安心安全な経済社会づくりを進め、国際紛争は平和裏に解決する努力が求められています。国際社会の平和や核兵器のない世界の実現のためにあらゆる政策を検討し日本の役割を一層強化すること。

(2) 信頼される政治や行政を

政党への企業献金・団体献金は癒着を防ぐために法規制にのっとり厳正に運用されるべきです。また国家公務員が利害関係のある企業や団体に、天下りをするのは厳しく規制されており、政治行政の倫理を確立し、政治・行政に対する国民の信頼を回復させるため、不正防止・監理を徹底すること。

(3) 正確で迅速な統計情報の提供や情報公開を

正確な統計情報の提供、国民への情報公開を徹底すること。また、中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れており、速やかに改善すること。

13. その他

【要望先：外務省・経済産業省・中小企業庁・法務省・公正取引委員会・内閣官房・内閣府】

(1) 「ビジネスと人権」について

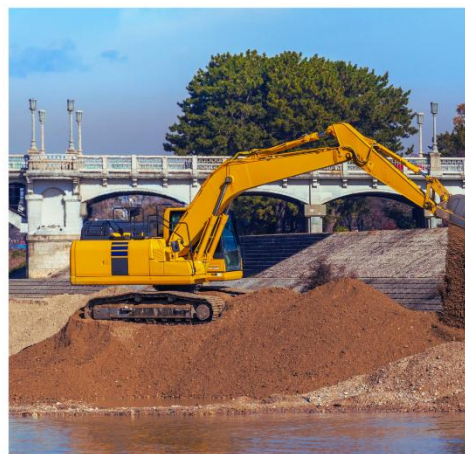
「ビジネスと人権」について政府も行動計画（NAP）を作成するなど、その推進に取り組んでいます。日本の企業の99.8%は中小企業であり、民間事業所で働く人の約7割が中小企業で働いており、中小企業での理解・実行をいかに広げるかということが、NAPの実効性を高める一つの鍵となります。そのために、①中小企業向けガイドブックの作成・普及、②人権尊重に積極的に取り組み、企業として発展している事例の普及、③中小企業団体などによる人権デューデリジェンスの促進組織の設置、④広報周知活動の強化、⑤ビジネスと人権宣言登録制度・認定制度の創設、等による中小企業の現状を踏まえた取り組みの促進などを実施すること。

(2) 通関業の立て替え払いの是正について

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をしますが、その際業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがあります。その立て替え金額が尋常でなく、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になります。輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く進めること。また、輸出入者符号にかえて法人番号を入力するようになったものの、直接納税する仕組みへの早期実現を切に期待します。例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入者名義の口座しか入力できないようにすること。

(3) エネルギー価格の高騰への緊急施策について《新規》

国際情勢の変動や円安などに起因するエネルギー価格の高騰は、中小企業経営と国民生活を直撃しています。電力・ガス料金などエネルギー価格から中小企業経営と国民生活を守るための緊急施策を実施すること。



中小企業は、経済を牽引する力であり、
社会の主役である。

—— 「中小企業憲章」より



ちゅうしょうきぎょうかどうゆうかいぜんこくきぎょうぎかい ちゅうどうきょう
中小企業家同友会全国協議会 (中同協)
The National Conference of the Association of Small Business Entrepreneurs

会 長 広 浜 泰 久 (株式会社ヒロハマ 会長)
所在地 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 3F
電 話 03-5829-9335 (代表)
FAX 03-5829-9336
Web <https://www.doyu.jp>

